昭和十八年三月

臺灣に於ける神社及宗教

臺灣總督府文教局社會課

寄贈
昭和18年5月10日
臺灣總督府文教局社會課
5993

國民精神文化研究所
6105
和漢

昭和十八年三月

臺灣に於ける神社及宗教

臺灣總督府文教局社會課

國民精神文化研究所
61053
和漢

寄贈
昭和18年5月10日
臺灣總督府文教局社會課
5990

臺灣に於ける神社及宗教　目次

第一節　神　　社…………一頁
第二節　神社及社一覽表…………九
一、神　　社…………九
二、社…………一九
三、攝末社…………三四
「附」遙拜所…………三六
第三節　宗　　教…………三七
上、改隷前からの宗教…………三八
一、舊慣に依る宗教…………三八
二、神佛又は祖先を祭祀する團體…………四四
三、巫覡術士…………四八
四、基督教…………五五
下、改隷後に傳來したる宗教…………五六
本島に於ける神道、佛教、基督教の統轄事務所…………五九

一、神　道……五九
二、佛　教……六〇
三、基督教……六〇
全島主要寺院教會……六一
一、神　道……六一
二、佛　教……六三
三、基督教……六三
祠廟及神明會……六四
（佛教）寺院、住職、布教師及信徒地方別……六五
同　教派別……六五
（神道）教務所、説教所、布教師及信徒地方別……六六
同　教派別……六七
（佛教）教務所、教務所、布教師及信徒地方別……六八
同　教派別……六八
（基督教）教務所、説教所、布教師及信徒地方別……六九
同　教派別……七〇

第四節　參考法規……七一
一、神　社……七一
○縣社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則（抄）……七一
○神社建設要項ニ關スル件……七三
○神社創建ニ關スル件……七四
○社遙拜所ニ關スル件（抄）……七五
附
攝社末社に就いて……七七
第一　攝　末　社……七七
第二　本島に於ける攝末社……七八
攝末社ニ關スル諸規則及通牒……八三
攝社又ハ末社ニ關スル件……八四
官國幣社會計規程……八四
縣社以下神社會計規程（抄）……八六
二、宗　教……九一
○寺院教務所説教所建立廢合規則……九一

○舊慣ニ依ル社寺廟宇等建立廢合手續……九四
○神社寺院又ハ本島ノ舊慣ニ依ル寺廟等ノ所屬財產處分方ニ關スル件……九四
○本島舊慣ニ依ル寺廟等ニハ齋堂及神明會ヲ含ムノ件（府議決定）……九六
第五節　諸統計表……九六
一、神宮大麻頒布狀況調……九六
二、神社參拜者數調查……九六
三、神棚奉安戶數調查……九七
四、神社ヲ中心トスル敬神教化事業調查……九八
五、正式參拜神前結婚調查……九八
六、神社ノ祈願、奉告祭調查……九九
七、社外祭儀ニ關スル調查……一〇〇
八、舊慣寺廟齋堂ニ在住セル本島人僧侶ニ關スル調查……一〇一
九、各教派ニ行レタル時局ニ關スル行事回數調查……一〇二
一〇、舊慣寺廟齋堂ニ於ケル時局ニ關スル行事回數調查……一〇三

臺灣に於ける神社及宗教

第一節　神社

神社に關する現行法規中、神職に關する職制、任用、休職、俸給等人事に關する規程及び祭祀令並に之に準ずる祭祀の根本規定は其の性質上內地現行法令が其の儘本島に施行せられてゐる。

其の他のものは形式上本島特別の法令に依る。然しながら其の實質に於ては概ね內地の例に倣ふを本則とし只內地の例に依り難き事情ある場合に適當の斟酌を加へられたに過ぎない。而して目下神社財產法の施行其の他二、三の改正並に制定を企圖しつゝあるので、其等の成文化と共に神社法規は全く整備するに至るであらう。現在本島に於ける神社は官幣社、國幣社、縣社、鄉社、無格社の五種にして官幣社は官幣大社臺灣神社、官幣中社臺南神社の二社、國幣社は國幣小社新竹神社、臺中神社の二社、縣社は基隆、宜蘭、嘉義、開山、高雄、阿緱、臺東、花蓮港、澎湖の九社、鄉社は臺北稻荷、彰化、員林、清水、新營、北港、岡山、潮州、東港の九社である。無格社は建功神社他四十二社、外に臺灣護國神社一社がある。以上の神社に奉仕する神職は八十一名にして近時神社の教化的使命の重大となるに從ひ神職の社會的活動も亦大となるやうになつた。

近時皇民鍊成運動の發展に伴ひ神社造營の機運島內各地に勃興しつゝあるが是れ單に內地人の間のみならず內臺一體の運動たるに鑑み本府に於ても之が機運助長の方針を以て臨みつゝある。現に新に建立許可を受け建設しつゝあるものに魚池、新化、南投等があり、又其の計畫の具體化しつゝあるものに北投、後龍、苑裡、卓蘭、和美、花壇、草屯、芬園、西螺、土庫、三峽、鶯歌、土城、新豐、新社、內湖、佐倉、王里等がある。然れ共一面濫設の弊を防止するの必要を認め一街庄

一社を限度として之を許可するの方針を執つてゐる。又本島邊陬の各地には神社にあらずして公衆に參拜せしむる目的を以て本殿及び拜殿又は本殿のみを備へ神祇を奉祀するものを設立し、之を特に「社」と稱し、神社に準じて維持せしめつゝある。現在之に該當するもの一一六社あるが、而して今後は蕃地以外に於ては社の創建は之を許可しない方針である。

尙近時神社の創立を見たもの逐年增加し來り、大正十五年度以降より本年度に至る迄之を年度別に見ると次の如くである。

神社及社造營進展狀況

（昭和十七年十二月末現在）

年別＼種別	官國幣社	縣社（△減）	護國神社	鄕社	無格社（△減）	攝末社及社（△減）	遙拜所	計
大正十五年迄	二	七	―	―	八	三一	二	五〇
昭和二年	―	一	―	―	―	一四	―	一五
同　三年	―	―	―	―	―	五	一	六
同　四年	―	―	―	―	―	一	―	一
同　五年	―	―	―	―	―	一一	―	一一
同　六年	―	―	―	―	―	九	―	九
同　七年	―	一	―	―	―	八	―	一一
同　八年	―	―	―	―	一	一五	一	一五
同　九年	―	―	―	―	―	五	―	五
同　十年	―	―	―	―	四	三	一	八
同　十一年	―	一	―	―	六	二	―	九
同　十二年	―	―	―	二	八	七	―	一七
同　十三年	―	一	―	二	六	六	―	一五
同　十四年	―	―	―	―	五	―	―	五
同　十五年	―	―	―	―	五	三	―	八
同　十六年	―	―	―	二（△一）	一（△一）	四（△二）	―	四
同　十七年	二	（△二）	一	三（△三）	二	六	―	九
計	四	九	一	九	四二	一二八	五	一九八

官幣大社臺灣神社　臺北市の東北約一里、劍潭山の中腹に在つて總面積約十一萬六千坪を以て境內地とし、大國魂命、大已貴命、少彥名命（以上一座）竝に能久親王（一座）の四神が奉祀されてゐる。

初め本島の我が領土に歸するや、神社を斯土に創建して民心の歸嚮する所を定めやうとの議があり、貴衆兩院の建議及び總督府の具狀に依つて、明治三十三年九月十八日內務省告示第八十一號を以て創建のことが發表せられ、翌年十月二十日全く其の工を竣り、同二十七日勅使參向莊嚴なる鎭座式を行ひ、翌二十八日、德川公以下貴族御緣故を初め、奉幣使兒玉總督以下掛主任官竝に宮司以下神職、其の他文武官及民間の紳士等參列の下に盛大なる例祭を執行し、其の後每年この日を以て例祭日と定めた。爾來茲に四十二年、社殿及び社域整備し、本島總鎭守の神として、神威赫々と全島を照臨し、島民の崇敬また厚く、相率ゐて景仰尊信の意を表し、參拜者逐年多きを加へつゝある。即ち初め約四萬人であつたが、社運の隆昌と共に年々其の數增加し、今や九十七萬四千四百七十九人を數ふるに至つたのである。

內外人士の新たに渡臺する者、槪して先づ神社に詣で然る後公私の事務に就くのが例である。又其の例祭は國祭日に準じ全島總休業となるから、文武官竝に民間總代等多數參列を許容せられ、其の他の者は式後陸續として參拜し、尙ほ遠き者は便宜齋場を設け遙拜式

を擧行する等盛儀を盡して居る。特に近來本島人の社頭に參向する者年々增加して來たことは洵に喜ばしい現象である。

尙ほ現在の社殿は既に白蟻の蝕害甚しく改築の必要に迫られて居るのみならず、境域狹隘で、從て建物、其の他の諸規劃大ならず、同全島總鎭守としての風格に缺くるところがある。然し現在の境域は稜線に在り擴張工事が困難であるから、今回の改築を機として、同一境內の他の地區に社殿を移し、且つ境內を擴張して外苑をも設定し、以て無極の御神德に應へ奉ることゝなり、昭和十二年より着工銳意進行中である。

官幣中社臺南神社　臺南市南門町に在り、能久親王を奉祀する。臺南は能久親王御終焉の地として最も御緣故深い所であつて、其の靈域は從來建物と共に臺灣神社附屬の御遺跡所としてあつたが、臺南州下の官民は此の本島唯一の靈地に一大神社を建設して親王の英靈を奉祀し、崇敬欽仰の至誠を捧げまつらんとし、大正九年三月八日神社建立の許可を受け、同九月起工、州下官民の寄附金十九萬七千餘圓を以て輪奐宏壯なる神社を造營し、大正十二年十二月二十八日鎭座祭を執行し、次で大正十四年十月三十一日內閣告示第十一號を以て官幣中社に列せられた。更に御鎭座十週年記念祭の前日たる昭和八年十月二十七日、臺南州下官民有志の發起によつて臺南神社奉贊會が組織せられ、全島官民竝に內地有志等の寄附及び國庫竝に州、市の補助を受けて外苑の新設に着手し、昭和十一年七月竣工を告げ社殿及社域整備して整貌典雅上代の遺風を偲ばしめ、淸淨森嚴にして參拜者常に跡を絕たぬ有樣で昭和十七年の參拜者は實に九十八萬百四十三人に上つた。

國幣小社新竹神社　新竹市客雅に在り、臺灣神社と同一の祭神を祀る。神社の南方約二町に松嶺山あり。嶺上の碑碣は明治二十八年八月八日能久親王新竹城の營次を發し給ひ、前面の敵を擊攘して、烈日焙るが如きこの草原に一夜の御露營を張り給ふた遺跡である。大正七年十月二十五日、鎭座祭を行ひ同九年二月十七日縣社に列格せられ神威昭々として州下に洽くこゝに八十萬州民社殿の御改築を相議り熱誠凝つて昭和十五年十月二十三日竣工、一州の總社たるの風格を備ふるに至り、昭和十七年十一月二十五日國幣小社に列せられ昭和十八年一月二十五日勅使參向列格奉告祭を執行せらる。昭和十七年に於ける參拜者數百三十八萬五千六百九十人に上つてゐる。

國幣小社臺中神社　臺中市新高町に在り、臺灣神社と同一の祭神を祀る。大正元年十月二十七日鎭座祭を行ひ、同二年五月二十九日縣社に列格せられ、爾來神威昭々として州下に洽く州民亦限り無き崇敬の下御社運の彌榮を壽ぎ社殿改築の議成り着工以來滿三箇年を經て昭和十五年十月二十日竣工、同年十月二十五日百四十萬州民待望の遷座祭執行せられ、昭和十七年十一月二十七日國幣小社に列格せられ昭和十八年一月二十七日勅使參向列格奉告祭を執行せらる、こゝに州民益々神威を蒙りて敬神生活の擴充强化に努めつゝあり、昭和十七年に於ける參拜者數九十五萬六百三十二人に上つてゐる。

建功神社　建功神社は本島改隸以降一命を國家公共の爲めに捧げた人々の英靈を永遠に祭祀する爲め、始政第三十回記念事業として工費約九萬圓を以て、臺北市南門町植物園內約四千坪の地を相して創立した神社である。大正十五年四月三十日地鎭祭を行ひ、昭和二年七月工を起して、三年三月上棟式を擧げ同七月上旬竣工、同月十四日鎭座祭を行ひ、翌十五日臨時例祭を執行した。本神社の祭神は初め一萬五千四百五十柱であつたが、年々增加して現在一萬六千八百五柱を祀つてゐる。其の例祭日は每年四月三十日である。尙同神社は前記植物園內に在るため交通に便利で、參拜者多く昭和十七年には六十九萬三千三百八十四人を算するに至り、就中本島人の參拜者二十一萬二千七百九十九人に上つてゐる。

臺灣護國神社　昭和十四年三月內務省令第十二號を以て從前の招魂社は護國神社と改稱せられ、多年の懸案たりし招魂社も愈々一般神社と等しく國民崇敬の對象として名實共に神社たるの實を備ふることゝなつた。

臺灣に於ては、臺灣總督の指定する護國神社を一社に限り創立することゝ決定昭和十五年七月十八日總督府告示第二百八十四號を以て臺北市大直（臺灣神社の東隣）に創立せらる。之れ臺灣護國神社なり。爾來工費國庫二十萬圓奉贊會二十萬圓計四十萬圓にて工事に着手、昭和十六年一月十五日地鎭祭を執行し其の後各學校、團體其の他一般島民の熱誠なる勤勞奉仕に依り工事も著しく進捗し昭和十七年五月二十三日鎭座祭執行せられ神威昭々として全島に洽し。

縣社宜蘭神社　臺北州宜蘭郡員山庄外員山に在り、天照皇大神、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王を祀る。明治三十四年三月七日建立の許可を受け、同三十九年六月二十一日鎭座式を行ひ、昭和二年四月十八日縣社に列せられた。

本神社は元宜蘭公園內に在つたが、拜殿の蟻害と境內狹隘とに依り、大正八年十月十七日現在の地に社殿新營遷座したものである。

縣社基隆神社　基隆市義重町に在り、天照皇大神、大國魂命、大己貴命、少彥名命、大物主命、能久親王、崇德天皇を祀る。明治四十五年三月九日鎭座祭を行ひ、昭和十一年三月二十五日縣社に列格せらる。

縣社嘉義神社　嘉義市山仔頂に在り、天照皇大神、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王を祀る。大正元年十二月二十四日起工、同四年十月二十八日鎮座祭を行ひ、大正六年十月二十三日縣社に列格、爾後神威年と共に赫灼として敬神の美風愈々昂揚しつゝあり、然るに社殿は二十有餘年を經て腐朽漸く至り蟻害加はり、規模亦小なるを以て改築の議興り臺南州知事を會長とする嘉義神社造營奉賛會を組織し、社殿の改築、境内の擴張、參道の造修整備を圖り既に主要社殿の工事を完了し、附屬社殿の工事も順調に進捗しつゝありて來る五月には遷座祭執行の豫定なり。

縣社開山神社　臺南市開山町に在り、鄭成功を祀る。鄭成功は延平郡王と稱し明の忠臣であり又開臺の祖である。卒去の後住民が其の功德を追慕して廟を建てゝ之を祀り、開山王廟又は開臺聖王廟と稱し、後清の光緒年間に延平郡王祠と改稱して、王者の禮を以て之を祀るに至つた。更に明治二十九年七月二十五日時の臺南縣知事磯谷靜藏が、延平郡王の忠烈鴻業と、王の母君田川氏の節義とを景慕し又島民崇敎の對象として皇民道涵養上大なる關係あるを以て、社號を附し之を神社に列せられんことを總督に建白した處、總督は之を可とし更に內閣に提議して其の容るゝ所となり、三十年一月十三日縣社に列格せられ開山神社と稱するに至り更に大正四年社殿を增築せるも爾來二十餘年の歲月を經、社殿の腐朽加ふるに蟻害甚しく、こゝに一層神威の森嚴を圖り奉賛會を組織し、昭和十四年八月十一日起工社殿に近接して純內地式社殿を造營、昭和十六年四月二十六日嚴かに遷座祭を執行せり。

縣社高雄神社　高雄市壽山の中腹に在り、大物主命、崇德天皇、能久親王を祀る。明治四十五年二月五日の創建に係り、初め打狗金刀比羅神社と稱したが、大正九年五月能久親王を合祀して打狗神社と改稱し、同年十二月更に現在の社號に改稱し、昭和三年社殿を現在の位置に移し、同七年四月二十二日縣社に列せらる。

縣社阿緱神社　屏東市屏東公園に在り、能久親王を祀る。明治四十二年官制改正に依り、蕃薯藔、恒春の兩廳が阿緱廳に合併されたので其の中心地たる阿緱街に神社を建設せんとの議地方民の間に起り、大正七年一月建築に着手、翌年十一月八日鎮座式を行ひ、同十五年十二月四日縣社に列せらる。

縣社臺東神社　臺東廳臺東郡臺東街に在り、臺灣神社と同一の祭神を祀る。明治四十三年九月起工、翌年十月二十七日鎮座式を行ひ、大正十三年七月二十三日縣社に列格せらる。

縣社花蓮港神社　花蓮港廳花蓮港市米崙山腹に在り、臺灣神社と同一の祭神を祀る。大正五年四月起工、同九月二十二日鎮座式を行ひ、同十年三月二日縣社に列格せらる。

縣社澎湖神社　澎湖廳馬公街文澳に在り臺灣神社と同一の祭神を祀る。昭和九年七月二十三日澎湖神社創立許可を受け同十三年十一月二十九日縣社に列格せらる。

鄉社臺北稻荷神社　臺北市西門町にあり、倉稻魂命を祀る。明治四十四年六月二十五日鎮座、昭和十二年十月二十日鄉社に列格せらる。

鄉社員林神社　臺中州員林郡員林街に在る。祭神は臺灣神社と同一の祭神を祀る。昭和六年三月二十九日社として鎮座、昭和七年十月二十一日神社に昇格、昭和十七年二月二十八日鄉社に列格せらる。

鄉社清水神社　臺中州大甲郡淸水街に在る。祭神は天照皇大神の外臺灣神社と同一の祭神を祀る。昭和十二年十一月二十三日鎮座、昭和十七年十月三十日鄉社に列格せらる。

鄉社彰化神社　彰化市南郭にあり、臺灣神社と同一祭神を祀る。昭和二年七月十七日彰化社として鎮座、昭和三年十二月二十二日神社に昇格、昭和十二年十一月四日鄉社に列格せらる。

鄉社北港神社　臺南州北港郡北港街に在り、天照皇大神の外臺灣神社と同一の祭神を祀る。昭和十三年七月十一日鄉社に列格せらる。

鄉社新營神社　臺南州新營郡新營街に在る。倉稻魂命、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王を祀る。昭和十二年十一月二十七日鎮座、昭和十七年九月十八日鄉社に列格せらる。

鄉社潮州神社　高雄州潮州郡潮州街に在る。天照皇大神、豐受大御神、明治天皇、大國主命、能久親王を祀る。昭和十一年五月二十七日鎮座、昭和十三年九月十九日鄉社に列格せらる。

鄉社岡山神社　高雄州岡山郡岡山街に在る。天照皇大神、明治天皇の外臺灣神社と同一の祭神を祀る。昭和十年十二月九日鎮座、昭和十七年一月二十四日鄉社に列格せらる。

鄉社東港神社　高雄州東港郡東港街に在る。天照皇大神の外臺灣神社と同一の祭神を祀る。昭和十年十月十八日鎮座、昭和十六年十月三十一日鄉社に列格せらる。

無格社　現在の無格社は、建功神社、新莊神社、羅東神社、蘇澳神社、汐止神社、文山神社、淡水神社、海山神社、瑞芳神社、桃園神社、中壢神社、竹東神社、大湖神社、苗栗神社、通霄神社、頭分神社、竹南神社、田中神社、豐原神社、秀水神社、東勢神社、北斗神社、鹿港神社、竹山神社、能高神社、林內神社、五間厝神社（虎尾）、南靖神社（水上）、阿里山神社、曾文神社、北門神社、東石神社、斗六神社、鳳山神社、佳多神社、里港神社、旗山神社、恒春神社、吉野神社（花蓮港）、豐田神社（同上）、林田神社（同上）、佐久間神社（同上）の四十二社、他に臺灣護國神社一社がある。

社及遙拜所　內地に於ては先年來神社數の減少を希望し、其の廢合を奬勵しつゝあるが、本島に於ては今も盛んに新設を企劃しつゝある。然るに本島人は未だ自ら進んで神社を建立しようとする域に達せず、而も之を新設しようと希望する內地人は各地に散在して居るが、新營及維持の資力が充分でない。この事情に適應せしむる爲め神社の簡易なるものを創設し、社又は祠と稱せしめて居る。其の數全島に亙つて百二十八社（攝末社十二社を含む）ある。また遙拜所は字義の通りで現在は五箇所あるのみである。

（昭和十七年十二月現在）

州廳別	官國幣社	縣社	護國神社	鄕社	無格社	神職
臺北州	一	二	一	一	九	二七人
新竹州	一	｜	｜	｜	八	一〇
臺中州	一	｜	｜	三	八	一五
臺南州	一	二	｜	二	八	一二
高雄州	｜	二	｜	三	五	一〇
臺東廳	｜	一	｜	｜	｜	一
花蓮港廳	｜	一	｜	｜	四	五
澎湖廳	｜	一	｜	｜	｜	一
計	四	九	一	九	四二	八一

第二節　神社及社一覽表　（昭和十七年十二月末現在）

一、神　社　（官幣社二、國幣社二、縣社九、護國神社一、鄕社九、無格社四二）

神社名	社格	祭神	例祭日（月日）	鎮座地	神職氏名	由來
臺灣神社	官幣大社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二八	臺北州臺北市大宮町	宮司　田村晴胤 禰宜　兒玉尊臣 主典　磯田新一 同　吉野松男 同　能勢進 同　瀬古巖 同　細井卓也	明治三十三年九月十八日創立 竝官幣大社列格 明治三十四年十月二十七日鎮座
臺南神社	官幣中社	能久親王	一〇、二八	臺南州臺南市南門町	宮司　松本賴光 禰宜　山口貞 主典　佐藤昇	大正十二年十月二十八日鎮座 大正十四年十月三十一日官幣中社列格
新竹神社	國幣小社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二八	新竹州新竹市客雅	宮司　宮嶋由多加 禰宜　千葉東 主典　指方武男	大正七年十月二十五日鎮座 大正九年二月十七日縣社列格 昭和十七年十一月二十五日國幣小社列格
臺中神社	國幣小社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二八	臺中州臺中市新富町	宮司（兼）松本賴光 禰宜　櫻木清臣 主典　小迫豊重 同　蘆立清美	大正元年十月二十七日鎮座 大正二年五月二十九日縣社列格 昭和十七年十一月二十七日國幣小社列格
建功神社	無	明治二十八年改隷以降臺灣ニ於ケル戰死者準戰死者殉職者準殉職者及殉難者	四、三〇	臺北州臺北市南門町	社掌　豊福長八 同　多田忠助 同　今井春男	昭和三年七月十四日鎮座

神社名	社格	祭神	例祭日 月日	鎭座地	神職氏名	由來
臺灣護國神社		靖國神社ノ祭神ニシテ本島ニ緣故ヲ有スル英靈	五、二三	臺北州臺北市大直	社司 松崎貞吉 社掌 加藤一夫 同 阿部壽祐 同 樽本公守	昭和十七年五月二十三日鎭座
宜蘭神社	縣社	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺北州宜蘭郡員山庄外員山字員山	社司 藤崎和次郎	明治三十九年六月二十一日鎭座 大正八年十月十七日宜蘭街ヨリ遷座 昭和二年四月十八日縣社列格
基隆神社	縣社	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王 大物主命 崇德天皇	六、三	臺北州基隆市義重町	社司 海江田勇袈裟 社掌 日笠山光樹	明治四十五年三月九日鎭座 昭和十一年三月二十五日縣社列格
開山神社	縣社	鄭成功	四、三〇	臺南州臺南市開山町	社司 杉田恕平	明治三十年一月十三日鎭座同日縣社列格
嘉義神社	縣社	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺南州嘉義市山子頂	社司 長東有鄰	大正四年十月二十八日鎭座 大正六年十月二十三日縣社列格
高雄神社	縣社	大物主命 崇德天皇 能久親王	一〇、二八	高雄州高雄市壽町	社司 竹下種長 社掌 渡邊幸平 同 見明雄 同 松浦直九	明治四十五年二月五日鎭座 昭和三年十一月八日遷座 昭和七年四月二十二日縣社列格
阿緱神社	縣社	能久親王	一〇、二八	高雄州屏東市大宮町	社司 高橋齡市	大正八年十月四日鎭座 大正十五年十二月四日縣社列格
臺東神社	縣社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳臺東郡臺東街	社司 山田嘉定	明治四十四年十月二十七日鎭座 大正十三年七月二十三日縣社列格 昭和五年十月二十七日遷座
花蓮港神社	縣社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	花蓮港廳花蓮郡花蓮港街米崙	社司 深澤勘作 社掌 久田松次彥	大正五年九月二十二日鎭座 大正十年三月二日縣社列格
澎湖神社	縣社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	澎湖廳馬公街文澳九四番地	社司 川島濤江	昭和三年十一月八日社トシテ鎭座、昭和九年七月二十三日神社昇格、昭和十三年十一月二十九日縣社列格
臺北稻荷神社	鄕社	倉稻魂神	六、二五	臺北州臺北市西門町	社司 伊東伊代吉 社掌 穴井正八	明治四十四年六月二十五日鎭座 昭和十二年十月二十日鄕社列格
彰化神社	鄕社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺中州彰化市南郭	社司 畑忠太郎	昭和二年七月十七日彰化社トシテ鎭座 昭和三年十二月二十二日昇格 同十二年十一月四日鄕社列格
員林神社	鄕社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺中州員林郡員林街	社司 薗廣保	昭和六年三月二十九日員林社トシテ鎭座 昭和十七年十二月二十一日昇格 昭和十七年十二月二十八日鄕社列格
清水神社	鄕社	天照皇大神 能久親王 大國魂命 大己貴命 少彥名命	一〇、一七	臺中州大甲郡清水街字清水	社司 西村昌澄	昭和十二年十一月二十三日鎭座 昭和十七年十月三十日鄕社列格

神社名	社格	祭神	例祭日（月、日）	鎭座地	神職氏名	由來
北港神社	鄕社	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二七	臺南州北港郡北港街北港	社司 垂永忠夫	昭和九年十一月二十六日鎭座 昭和十三年七月十一日鄕社列格
新營神社	鄕社	倉稻魂命 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、一八	臺南州新營郡新營街新營	社司 福島元助	昭和十二年十一月二十七日鎭座 昭和十七年九月十八日鄕社列格
岡山神社	鄕社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王 天照皇大神 明治天皇	一一、一五	高雄州岡山郡岡山街前峯	社司 岡本唯證	昭和十年十二月九日鎭座 昭和十七年一月二十四日鄕社列格
潮州神社	鄕社	天照皇大神 豐受大御神 明治天皇 大國主神 能久親王	一〇、一七	高雄州潮州郡潮州街潮州	社司 川淵和市	昭和十一年五月二十七日鎭座 昭和十三年九月十九日鄕社列格
東港神社	鄕社	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一一、一〇	高雄州東港郡東港街東港	社司 杉崎重久	昭和十年十月十八日鎭座 昭和十七年十月三十一日鄕社列格
瑞芳神社	無	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	七、一〇	臺北州基隆郡瑞芳庄龍潭堵一〇二ノ七	社掌 大村榮之進	昭和十一年七月十日鎭座
新莊神社	無	明治天皇 倉稻魂命 能久親王	一一、一六	臺北州新莊郡新莊街新莊字小田心子	社掌 井上一夫	昭和十二年十一月十六日鎭座
羅東神社	無	明治天皇 大國魂命 大己貴命 少彦名命	一一、三	臺北州羅東郡羅東街浮崙	社掌 上角儀之助	昭和十二年十一月二日鎭座
汐止神社	無	天照皇大神 倉稻魂命 大己貴命 明治天皇 能久親王	六、一〇	臺北州七星郡汐止街汐止字汐止	社掌 高橋正邦	昭和十二年十二月十五日鎭座
海山神社	無	明治天皇 大己貴命 能久親王	一一、三	臺北州海山郡中和庄外員山	社掌 本間文八	昭和十三年五月十三日鎭座
淡水神社	無	明治天皇 能久親王 大物主命 崇德天皇	一一、一〇	臺北州淡水郡淡水街油車口字油車口	社掌 小笠原淸薃	昭和十四年六月一日鎭座
文山神社	無	明治天皇 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二八	臺北州文山郡新店庄	社掌 千葉晴雄	昭和十四年四月七日鎭座
蘇澳神社	無	明治天皇 能久親王	一一、三	臺北州蘇澳郡蘇澳庄糞箕	社掌 岩田武次郎	昭和十五年二月八日鎭座
通霄神社	無	天照皇大神 能久親王	一〇、二八	新竹州苗栗郡通霄庄通霄四三三番地ノ二	社掌（兼務） 齋藤武雄	昭和十二年一月二十三日鎭座

神社名	社格	祭神	例祭日（月日）	鎮座地	神職氏名	由來
桃園神社	無	明治天皇、豐受大神、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一一、三	新竹州桃園郡桃園街大檜溪王侯坑	社掌　櫻井重夫	昭和十三年九月二十三日鎮座
苗栗神社	無	明治天皇、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一一、四	新竹州苗栗郡苗栗街苗栗	社掌　齋藤武雄	昭和十三年十一月四日鎮座
中壢神社	無	豐受大神、能久親王	一〇、一五	新竹州中壢郡中壢街三座屋字三座屋	社掌　三森淳男	昭和十四年十月十五日鎮座
頭分神社	無	明治天皇、豐受大神、能久親王	一一、三	新竹州竹南郡頭分庄	社掌　氏岡久壽	昭和十五年二月九日鎮座
竹南神社	無	能久親王、豐受大神、大國魂命	一〇、二〇	新竹州竹南郡竹南街	社掌　泉實衞	昭和十五年十二月七日鎮座
大湖神社	無	明治天皇、能久親王、大國魂命	三、三	新竹州大湖郡大湖庄山林八二一	社掌　豐嶋儀憲	昭和十六年三月二十五日鎮座
竹東神社	無	明治天皇、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一〇、二八	新竹州竹東郡竹東街上公館畑四八番地	社掌　相見壽之	昭和十七年十月二十日鎮座
豐原神社	無	天照皇大神、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一〇、一七	臺中州豐原郡豐原街下南坑	社掌　種子田千春	昭和十一年三月二十七日鎮座
東勢神社	無	明治天皇、大山祇命、大己貴神、彌都波能賣神、能久親王	一一、三	臺中州東勢郡東勢街東勢字上新	社掌　松本清信	昭和十二年七月三十日鎮座
竹山神社	無	明治天皇、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一一、三	臺中州竹山郡竹山庄竹園子字竹園子	社掌　羽田野禮市	昭和十三年二月二十八日鎮座
北斗神社	無	明治天皇、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一〇、六	臺中州北斗郡北斗街北勢寮	社掌　泊瀨川大	昭和十三年十月六日鎮座
田中神社	無	明治天皇、能久親王	一〇、三〇	臺中州員林郡田中庄田中	社掌　松本清敬	昭和十四年十月三十日鎮座
鹿港神社	無	明治天皇、大綿津見神、事代主命、能久親王	一〇、一〇	臺中州彰化郡福興庄橋頭	社掌　中川原新	昭和十四年十月十日鎮座
秀水神社	無	明治天皇、大國魂命、大己貴命、少彦名命、能久親王	一〇、二八	臺中州彰化郡秀水庄安東	社掌　長友寅助	昭和十六年十月十八日鎮座

神社名	社格	祭神	例祭日 月日	鎮座地	神職氏名	由來
能高神社	無	大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二八	臺中州能高郡埔里街	社掌　神奴彦三	昭和十五年十月六日鎮座
南投神社	無	天照皇大神　大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二八	臺中州南投郡南投街三塊厝	社掌　佐々木建逸	昭和十八年三月六日鎮座祭執行豫定
魚池神社	無	大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	三、一五	臺中州新高郡魚池庄魚池	未定	目下建立中
五間厝神社	無	天照皇大神　大國魂命　大己貴命　少彦名命	二、一〇	臺南州虎尾郡虎尾街	社掌　住吉昌一	大正五年五月二十五日鎮座
南靖神社	無	天照皇大神　大己貴命	一一、三	臺南州嘉義郡水上庄南靖	社掌　宮崎久齊	大正十三年十一月三日鎮座
阿里山神社	無	大山祇命　火具津智命　彌都波能賣命　科津彦命　大國主命　大國魂命　少彦名命　能久親王	四、二五	臺南州嘉義郡阿里山ララチ社	（兼）社掌　長東有鄰	大正八年四月二十五日鎮座

神社名	社格	祭神	例祭日	鎮座地	神職氏名	由來
北門神社	無	天照皇大神　大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二七	臺南州北門郡佳里街佳里	社掌　川崎儀一	昭和十一年七月十五日鎮座
東石神社	無	天照皇大神　大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二八	臺南州東石郡朴子街朴子	（兼）社掌　垂永忠夫	昭和十一年九月十日鎮座
曾文神社	無	大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二八	臺南州曾文郡麻豆街麻豆	社掌　眞杉千里	昭和十三年九月十九日鎮座
新化神社	無	天照皇大神　豐受大神　明治天皇　能久親王	三、二	臺南州新化郡新化街字新化王公廟	囑託　合田源吾	目下建立中
斗六神社	無	大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二八	臺南州斗六郡斗六街斗六	社掌　大場隆也	昭和四年十月二十日社トシテ鎮座昭和十二年六月二十五日神社昇格
林內神社	無	豐受大神　大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	三、三	臺南州斗六郡斗六街林內	（兼）社掌　大場隆也	昭和十五年十二月二十日鎮座
鳳山神社	無	大國魂命　大己貴命　少彦名命　能久親王	一〇、二八	高雄州鳳山郡鳳山街竹子脚	社掌　吉田寧雄	昭和十年七月三十一日鎮座
里港神社	無	天照皇大神　能久親王　彌都波能賣神	四、一五	高雄州屏東郡里港庄里港	（兼）社掌　高橋齡市	昭和十年十二月二十六日鎮座

神社名	社格	祭神	例祭日	鎮座地	神職氏名	由來
佳冬神社	無	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一一、三	高雄州東港郡佳冬庄佳冬	(兼)社掌 杉崎重久	昭和十一年四月十三日鎮座
旗山神社	無	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王 安德天皇	一一、一〇	高雄州旗山郡旗山街	社掌 大崎健男	昭和十一年十月三十日鎮座
恒春神社	無	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	四、二八	高雄州恒春郡恒春街網沙	社掌 川淵和市	昭和十七年五月十一日鎮座
吉野神社	無	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、一八	花蓮港廳花蓮郡吉野庄字宮前	社掌 池上繁之	明治四十五年六月八日鎮座
豐田神社	無	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二五	花蓮港廳花蓮郡壽庄豐田村字森本	社掌 小松石夫	大正四年六月五日鎮座
林田神社	無	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、六	花蓮港廳鳳林郡鳳林庄林田村	社掌 立川虎之助	大正四年六月六日鎮座
佐久間神社	無	大己貴命 佐久間佐馬太命	一二、八	花蓮港廳花蓮郡蕃地タビト社	(兼)社掌 深澤勘作	大正十二年十二月八日鎮座

二、社

（社一一六）

州廳別	社名	祭神	例祭日	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺北州	淡水稻荷社	猿田彦命 大宮女命 倉稻魂神	三、一〇 一〇、一〇	臺北州淡水郡淡水街淡水字砲臺埔二六番地ノ一	大屯水利組合書記 西東喜一郎	明治三十九年十一月十五日鎮座
	金瓜石社	大國主命 金山彦命 猿田彦命	六、八	臺北州基隆郡瑞芳庄九分	瑞芳神社々掌 大村榮之進	明治三十一年三月二日鎮座
	末廣稻荷社	豐受比賣神	七月初午ノ日	臺北州基隆市田寮町三〇番地	縣社基隆神社々司 海江田勇袈裟	明治三十二年十月二十四日鎮座
	二結稻荷社	猿田彦命 大宮能賣命 五十猛命 抓津姬命 倉稻魂命 大己貴命 大屋津姬命	五、一〇	臺北州羅東郡五結庄二結五〇九番地	縣社宜蘭神社々司 藤崎和次郎	大正十年五月十日鎮座
	惠美須社	都味齒八重事代主命	九、九	臺北州基隆市眞砂町二三七番地	縣社基隆神社々司 海江田勇袈裟	大正十一年九月九日鎮座
	基隆天滿宮社	菅原道眞	八、二五	臺北州基隆市天神町一五六番地	縣社基隆神社々司 海江田勇袈裟	大正十年十二月二十五日鎮座
	加羅山社	天照皇大神 大國魂命 少彦名命 大己貴命 能久親王	六、一七	臺北州羅東郡蕃地大平山	縣社宜蘭神社々司 藤崎和次郎	大正七年十月一日鎮座

州廳別	社名	祭神	例祭日	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺北州	瑞芳社	金山彥命 金山姬命	五、二八	臺北州基隆郡瑞芳庄焿子寮一六三番地	瑞芳神社々掌 大村榮之進	明治三十九年五月二十八日鎮座
	鼻子頭社	都味齒八重事代主命	三、一〇	臺北州基隆市入船町一丁目三二番地	縣社基隆神社々司 海江田勇袈裟	大正十四年七月十日鎮座
	シキクン祠	大國魂命 少彥名命 大己貴命 能久親王	一〇、二八	臺北州羅東郡蕃地シキクン社	縣社宜蘭神社々司 藤崎和次郎	大正十二年十一月七日鎮座
	東澳祠	天照皇大神 能久親王	一〇、二八	臺北州蘇澳郡蕃地東澳嶺枕山ノ北端		大正九年八月二十五日鎮座
	蘇澳金刀比羅社	大物主命 崇德天皇	四、一〇	臺北州蘇澳郡蘇澳庄蘇澳字蘇澳二〇番地ノ四	蘇澳神社々掌 岩田武次郎	昭和二年四月二十日鎮座
	大安稻荷社	豐受比賣神	五、三一 一〇、三一	臺北州臺北市大安字十二甲一番地	臺灣神社主典 磯田新一	昭和二年一月八日鎮座
	坑脚山社	大山祇神	五、五	臺北州基隆郡萬里庄頂萬里加投字坑脚	縣社基隆神社々司 海江田勇袈裟	大正十三年十月二十五日鎮座
	北投社	大國主命	五、一四	臺北州七星郡北投庄北投五二番地	仲吉朝睦	昭和五年五月二十日鎮座
	臺北天滿宮社	菅原道眞	三、二五	臺北州臺北市文武町二ノ三	臺北稻荷神社々司 伊東伊代吉	昭和六年九月二十四日鎮座
	カンケイ祠	天照皇大神 能久親王	八、一	臺北州蘇澳郡蕃地カンケイ社	縣社宜蘭神社々司 藤崎和次郎	昭和八年八月十一日鎮座
	ウライ祠	大國魂命 少彥名命 大己貴命 能久親王	一〇、二八	臺北州文山郡蕃地ウライ社桶後溪右岸		昭和八年五月二十二日鎮座
	濁水祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、二八	臺北州羅東郡蕃地バヌン社		昭和九年六月十日鎮座
	南澳祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺北州蘇澳郡蘇澳庄大南澳		昭和十一年十月七日鎮座
新竹州	豐滿社	大國主命 市杵島姬命	六、二五	新竹州桃園郡桃園街大樹林四五八番地		大正十三年十月十五日鎮座
	大湳祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	四、二三 一二、二三	新竹州パアカサン社		大正十二年十二月二十五日鎮座
	十八兒祠	天照皇大神 明治天皇 能久親王	三、二一 九、二〇	新竹州竹東郡蕃地十八兒社		昭和二年十一月十日鎮座

州廳別	社名	祭神	例祭日（月、日）	鎭座地	依託神職氏名	由來
新竹州	苗栗稻荷社	豐受比賣神	四、九	新竹州苗栗郡苗栗街苗栗七一七番地		昭和三年十月十五日鎭座
	大溪社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二〇	新竹州大溪郡大溪街字草店尾一九三番地		昭和七年十月三十日鎭座
	角板山祠	豐受大神 能久親王	一一、一五	新竹州大溪郡蕃地角板山社		昭和十三年八月十五日鎭座
	カウボー祠	豐受大神 能久親王	一一、一八	新竹州大溪郡蕃地カウボー社		昭和十三年八月十六日鎭座
	ガオガン祠	豐受大神 能久親王	一一、二〇	新竹州大溪郡蕃地ブトノカン社		昭和十三年八月十七日鎭座
	尖石祠	豐受大神 能久親王	三、一五	新竹州竹東郡蕃地ジヘン社		昭和十三年十一月二十五日鎭座
	月眉社	天照皇大神	一一、一三	臺中州豐原郡內埔庄月眉三九六番地ノ二	豐原神社々掌 種子田千春	大正十二年十二月二十一日鎭座
	金刀比羅社	大物主神 崇德天皇	一〇、一〇	臺中州彰化郡和美庄中寮字竹園子一〇一番地	彰化神社々司 畑忠太郎	大正五年十月十日鎭座

州廳別	社名	祭神	例祭日	鎭座地	依託神職氏名	由來
臺中州	南投稻荷社	倉稻魂神	一〇下旬	臺中州南投郡南投街三塊厝九四番地ノ二一〇一番地	南投神社々掌 佐々木建逸	大正元年十月鎭座
	臺中稻荷社	倉稻魂神	六、一五	臺中州臺中市臺中一二九五番地一二九六番地	臺中神社主典 小迫豐重	明治三十年九月鎭座
	八仙山社	大山祇神 少彦名命 大國主命 大國魂命 能久親王	一一、一五 六、一七	臺中州東勢郡蕃地八仙山佳保臺		大正十二年十一月十四日鎭座
	烏日社	天照皇大神	一〇、三一	臺中州大屯郡烏日庄烏日一一二—一一三番地	臺中神社主典 小迫豐重	昭和二年十月二十二日鎭座
	新高祠	大山祇神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇不定日	臺中州新高郡新高主山山嶺		大正十四年七月十二日鎭座
	新高社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 大山祇神 能久親王	一〇、二八	臺中州新高郡集々庄集々字集々七九番地	山本岩吉	昭和七年十月二十六日鎭座
	日月潭玉島社	市杵島姫命	一一、二五	臺中州新高郡魚池庄水社日月潭中ノ島	能高神社々掌 神奴彦三	昭和六年十一月二十四日鎭座
	大南八幡社	譽田別命 大帶姫命 比賣命	一一、二六	臺中州東勢郡新社庄大南字大南一〇番地	東勢神社々掌 松本清信	昭和七年十一月二十六日鎭座

州廳別	社名	祭神	例祭日（月、日）	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺中州	川中島社祠	天照大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二六	臺中州新高郡蕃地川中島社	能高神社々掌 神奴彦三	昭和十二年十二月二十五日鎮座
	埋伏坪祠	天照皇大神	九、二六	臺中州東勢郡蕃地埋伏坪社	菅井重太郎	昭和十二年九月二十八日鎮座
	沙鹿社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王 倉稲魂神 大宮能賣神 猿田彦命	一一、二〇	臺中州大甲郡沙鹿庄沙鹿字斗抵二四ノ一番地	永井眞木登	昭和七年十二月十日鎮座
	霧ヶ岡社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、二六	臺中州新高郡蕃地霧社	能高神社々掌 神奴彦三	昭和七年十二月十六日鎮座
	次高社	天照皇大神 大山祇神 能久親王	八、一	臺中州東勢郡蕃地シカヤウ社次高山々頂	菅井重太郎	昭和九年八月一日鎮座
	久良栖祠	天照皇大神	一〇、二六	臺中州東勢郡蕃地久良栖社	菅井重太郎	昭和九年十月二十六日鎮座
臺南州	大崙社	天照皇大神 大國主命 應神天皇	一〇、一六	臺南州斗六郡斗六街大崙二八九番地	五間厝神社々掌 住吉昌一	大正十二年六月三十日鎮座

州廳別	社名	祭神	例祭日（月、日）	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺南州	新町稲荷社	倉稲魂神	三、三	臺南州臺南市新町一ノ四八四九番地	縣社開山神社々司 杉田恕平	大正十二年三月三日鎮座
	大林金刀比羅社	大物主命 上筒男命 中筒男命 底筒男命	一一、一〇	臺南州嘉義郡大林庄大湖四〇八番地	縣社嘉義神社々司 長東有鄰	大正五年十一月十日鎮座
	新化社	天照皇大神 能久親王	一〇、二一	臺南州新化郡新化街礁坑子五八九ノ二新化字王公廟一〇九〇ノ二	合田源吾	昭和四年六月十六日鎮座
	灣裡社	天照皇大神 明治天皇 能久親王	一〇、二〇	臺南州新化郡善化庄曾文四七番地	合田源吾	昭和五年十月二十日鎮座
	總爺社	天照皇大神 大國主命 大宜都比賣神	一一、三	臺南州曾文郡麻豆街麻豆四二九番地	曾文神社々掌 眞杉千里	昭和五年十月三十一日鎮座
	三崁店社	天照皇大神 豐受大神 能久親王	一〇、一〇	臺南州新豐郡永康庄三崁店三一三番地	官幣中社臺南神社禰宜 山口貞	昭和六年五月二十日鎮座
	虎山社	天照皇大神 豐受大神 能久親王	二、七	臺南州新豐郡永寧庄牛稠子	官幣中社臺南神社禰宜 山口貞	昭和八年六月七日鎮座
	タッパン祠	天照大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	八、一五 三、一七	臺南州嘉義郡蕃地タッパン社		昭和八年十二月十七日鎮座

州廳別	社名	祭神	例祭日（月日）	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺南州	トフヤ祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 大山祇命 能久親王	八、一五 三、一七	臺南州嘉義郡蕃地トフヤ社		昭和八年十二月十七日鎮座
	玉井社	天照皇大神 能久親王	一〇、二八	臺南州新化郡玉井庄玉井三三番地		昭和三年十一月十五日鎮座
	ラヽチ祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 大山祇命 能久親王	八、一五 三、一七	臺南州嘉義郡蕃地ラヽチ社		昭和八年十二月十七日鎮座
	ララウヤ祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 大山祇命 能久親王	八、一五 三、一七	臺南州嘉義郡蕃地ララウヤ社		昭和八年十二月十二日鎮座
	ニヤウチナ祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 大山祇命 能久親王	八、一五 三、一七	臺南州嘉義郡蕃地ニヤウチナ社		昭和八年十二月十七日鎮座
	サビキ祠	天照皇大神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 大山祇命 能久親王	八、一五 三、一七	臺南州嘉義郡蕃地サビキ社		昭和八年十二月十七日鎮座
高雄州	末廣稻荷社	倉稻魂命 猿田彥命 大宮能賣命	二、初午日	高雄州屏東市屏東九〇番地	縣社阿緱神社々司 高橋齡市	明治四十五年二月初午日鎮座
	六龜天滿祠	菅原道眞	一一、二五	高雄州屏東郡六龜庄六龜	縣社阿緱神社々司 高橋齡市	大正四年十一月二十五日鎮座
	海豐產土社	天照皇大神 倉稻魂神 猿田彥命 大宮能賣命 安德天皇 建禮門院 二位局 建御雷神 經津主神 鹽土神 大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王 日本武尊 外二柱	三、三	高雄州屏東郡海豐五四六番地	縣社阿緱神社々司 高橋齡市	大正九年三月三日鎮座
	水天社	安德天皇	一〇、五	高雄州旗山郡旗山街旗山二六二ノ一番地	縣社阿緱神社々司 高橋齡市	大正十一年十月五日鎮座
	後壁林社	天照皇大神 倉稻魂神	一〇、一五	高雄州鳳山郡小港庄小港三七番地	縣社高雄神社々司 竹下種長	昭和三年十一月二十三日鎮座
	鵝鑾鼻社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王 大物主命 崇德天皇	三、七	高雄州恒春郡恒春庄鵝鑾鼻五〇五番地	縣社高雄神社々司 竹下種長	昭和四年十二月七日鎮座

州廳別	社名	祭神	例祭日 月 日	鎭座地	依託神職氏名	由來
高雄州	溪州社	天照皇大神 豐受大神 能久親王	一一、二	高雄州東港郡林邊庄溪州一七番地ノ一	縣社高雄神社々司 竹下種長	昭和五年十一月二日鎭座
	橋子頭社	天照皇大神 豐受大神 能久親王	一一、五	高雄州岡山郡楠梓庄橋子頭二六九番地	縣社高雄神社々司 竹下種長	昭和六年十一月二日鎭座
	旗尾社	天照皇大神 大物主命 能久親王	一〇、二六	高雄州旗山郡旗山街二一三番地	縣社高雄神社々司 竹下種長	昭和八年十月二十六日鎭座
	太麻里祠	天照皇大神 豐受大神 明治天皇	四、一四	臺東廳臺東郡太麻里庄太麻里	縣社臺東神社々司 山田嘉定	大正十二年十二月二十二日鎭座
	鹿野村社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	四、一五 一〇、一五	臺東廳關山郡鹿野庄鹿野八五七番地	縣社臺東神社々司 山田嘉定	大正十年六月十五日鎭座
	臺東稻荷社	倉稻魂神 猿田彥命 大宮能賣命	六、一四	臺東廳臺東郡臺東街臺東四二五番地ノ一	縣社臺東神社々司 山田嘉定	大正五年六月十四日鎭座
	都鑾祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡都鑾庄都鑾	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月二日鎭座
	馬武窟祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡都鑾庄大馬武窟	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月三日鎭座
臺東廳	都歷祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡都歷庄都歷	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月三日鎭座
	新港祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡新港庄新港	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月四日鎭座
	沙汝灣祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡長濱庄沙汝灣字沙汝灣	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月四日鎭座
	石寧埔祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡長濱庄石寧埔字石寧埔	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月五日鎭座
	加走灣祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡長濱庄	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月五日鎭座
	三間屋祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺果廳新港郡長濱庄	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月六日鎭座
	姑子律祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡長濱庄	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和二年十月六日鎭座
	里壠社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	二、一一 一〇、一七	臺東廳關山郡里壠字里壠	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和三年五月二十八日鎭座
	射馬干祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、三〇	臺東廳臺東郡卑南庄知本字射馬干	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二月十一日鎭座

州廳別	社名	祭神	例祭日	鎮座地	依託神職氏名	由來
	呂家祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	九、二一	臺東廳臺東郡卑南庄呂家字呂家	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二月十三日鎮座
	知本祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、二四	臺東廳臺東郡卑南庄知本字知本	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二年十一日鎮座
	大南社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、三〇	臺東廳蕃地大南社	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二月十三日鎮座
	北絲闍社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、一七	臺東廳臺東郡卑南庄北絲闍字北絲闍	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二月十二日鎮座
	加路蘭祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、一一	臺東廳臺東郡臺東街猴子山	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二月十五日鎮座
	卑南祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、一三	臺東廳臺東郡卑南庄卑南	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和五年二月十二日鎮座
	大武社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳臺東郡大武庄大武	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和六年十二月二十四日鎮座
	德高祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	九、二五	臺東廳關山郡里壠庄字德高班寮	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和七年十一月五日鎮座
臺東廳	雷公火祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	九、二〇	臺東廳關山郡里壠庄雷公火	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和七年十一月十三日鎮座
	カラタラン祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳蕃地カラタラン社		昭和八年三月三十一日鎮座
	成廣澳祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡新港庄小湊字成廣澳	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和十二年四月二十八日鎮座
	大竹高祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、一三	臺東廳新港郡大武庄大竹	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和十二年三月二十八日鎮座
	鹽濱祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡新港庄鹽、濱	加藤倉藏	昭和十三年十二月二十五日鎮座
	大原祠	天照皇大神 能久親王	八、二五	臺東廳關山郡鹿野庄大原字大埔尾	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和八年三月八日鎮座
	虷子崙祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳臺東郡太麻里庄虷子崙	寺田泰藏	昭和九年二月十七日鎮座
	大鳥社	天照皇大神	一〇、二八	臺東廳臺東郡大武庄字大鳥	寺田泰藏	昭和九年二月十六日鎮座
	嗄嘮吧灣社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	臺東廳新港郡都鑾庄嗄嘮吧灣	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和十一年八月二十八日鎮座

州廳別	社名	祭神	例祭日 月 日	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺東廳	里都神祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、一八	臺東廳關山郡蕃地		昭和十五年十二月二十二日鎮座
	池上祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一二、二〇	臺東廳關山郡池上庄新開園	縣社臺東神社々司 山田嘉定	昭和七年十二月二十日鎮座
	玉里社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、一八	花蓮港廳玉里郡玉里街玉里	高橋壽太郎	昭和三年十月二十二日鎮座
	高砂社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二八	花蓮港廳平野歸化二五九番地二六〇番地二七七番地	縣社花蓮港神社々司 深澤勘作	昭和六年九月二十六日鎮座
	瑞穗祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二五	花蓮港廳鳳林郡瑞穗庄瑞穗村	豐田神社々掌 立川虎之助	昭和六年十月二十五日鎮座
	觀音山社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二	花蓮港廳玉里郡玉里街觀音山	高橋壽太郎	昭和六年十一月二日鎮座
	織羅社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、三	花蓮港廳玉里郡玉里街織羅	高橋壽太郎	昭和六年十一月三日鎮座
	壽社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、二一	花蓮港廳花蓮郡壽庄壽	豐田神社々掌 立川虎之助	昭和八年十月二十一日鎮座
花蓮港廳	新城社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王		花蓮港廳花蓮郡研海庄新城圓滿寺西陣		昭和十二年十月鎮座
	太巴塱祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王		花蓮港廳鳳林郡大巴塱		昭和十二年十一月鎮座
	拔子社	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	九、二五	花蓮港廳鳳林郡瑞穗庄拔子	豐田神社々掌 立川虎之助	昭和八年二月十二日鎮座
	タガハン祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一一、九	花蓮港廳蕃地タガハン社	池上繁之	昭和十年十一月九日鎮座
	銅門祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	六、二七	花蓮港廳蕃地ムクムゲ社	縣社花蓮港神社々司 深澤勘作	昭和十一年六月二十七日鎮座
	太平祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王 彌都波賣命	四、二二 三、二三	花蓮港廳玉里郡タビラ社	高橋壽太郎	昭和十年十二月二十二日鎮座
	カウワン祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王	一〇、九	花蓮港廳花蓮郡カウワン社	縣社花蓮港神社々司 深澤勘作	昭和十三年三月九日鎮座
	大港口祠	大國魂命 大己貴命 少彥名命 能久親王		花蓮港廳新社庄大港口		昭和十二年十月鎮座

三、攝末社

州廳別	社名	祭神	例祭日（月日）	鎮座地	依託神職氏名	由來
臺南州	曾文神社末社 六甲神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一一、一五	臺南州曾文郡六甲庄六甲六四九番地	曾文神社々掌 眞杉千里	昭和十五年十二月二十日鎮座
	曾文神社末社 下營神社	能久親王 大國魂命 大己貴命 少彦名命	一〇、二〇	臺南州曾文郡下營庄下營四二三	曾文神社々掌 眞杉千里	
	斗六神社末社 竹園子神社	能久親王 大國魂命 大己貴命 小彦名命 豐受大神	一〇、一〇	臺南州斗六郡斗六街竹圍子七〇六	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十六年一月十五日鎮座
	斗六神社末社 溪邊厝神社	豐受大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一〇、一五	臺南州斗六郡古坑庄溪邊厝	斗六神社々掌 大場隆也	
	斗六神社末社 溝子墘神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王 豐受大神	三、一三	臺南州斗六郡斗六街溝子墘字溝子墘一八八	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十七年三月二十日鎮座
	斗六神社末社 内林神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王 豐受大神	三、三	臺南州斗六郡斗六街内林一六二ノ一	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十七年三月八日鎮座
	斗六神社末社 大北勢神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王命 豐受大神	一〇、二五	臺南州斗六郡斗六街大北勢七〇	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十七年三月十一日鎮座
	斗六神社末社 樹子脚神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王命 豐受大神	三、一五	臺南州斗六郡莿桐庄樹園一九四	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十七年二月二十七日鎮座
	斗六神社攝社 崁頭厝神社	能久親王命 豐受大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命	一二、二五	臺南州斗六郡古坑庄崁頭厝三一七	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十六年十二月二十六日鎮座
	斗六神社攝社 古坑神社	豐受大神 大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一二、二五	臺南州斗六郡古坑庄字古坑六〇	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十六年十二月二十七日鎮座
	斗六神社末社 石榴班神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王 豐受大神	一二、三〇	臺南州斗六郡斗六街石榴班七三二	斗六神社々掌 大場隆也	昭和十七年一月十七日鎮座
花蓮港廳	花蓮港神社末社 佐倉神社	大國魂命 大己貴命 少彦名命 能久親王	一二、二	花蓮港廳花蓮港市佐倉	花蓮港神社々司 深澤勘作	目下建立中

「附」遙拜所

中壢遙拜所	新竹州中壢郡平鎭庄北勢五番地ノ一
大湖遙拜所	新竹州大湖郡大湖庄大湖八九八番地
竹崎遙拜所	臺南州嘉義郡竹崎庄竹崎一六九番地ノ三
馬太鞍遙拜所	花蓮港廳鳳林郡
チヤカン遙拜所	花蓮港廳蕃地平林社

第三節　宗教

本島に於ける宗教は便宜上之を左表の通り「改隷前からの宗教」と「改隷後に傳來したる宗教」の二に區分し、以下順を逐ふて說明する。

- 上改隷前からの宗教
  - 一、舊慣に依る宗教
    - 儒教
    - 道教
      - 靈寶派
      - 老君派
      - 瑜珈派
      - 天師派
      - 三奶派
    - 佛教
      - 在家佛教（齋教）
        - 先天派
        - 金幢派
        - 龍華派
      - 出家佛教
        - 曹洞派
        - 臨濟派
        - 淨土派
  - 二、神佛又は祖先を祭祀する團體
    - 神明會
    - 祖公會
    - 祭祀公業
    - 父母會
    - 共祭會
  - 三、巫覡、術士
  - 四、基督教（外國人傳來のもの）
    - 天主公教團（西班牙ドミニコ派）
    - 長老教會
      - 蘇格蘭長老教會
      - 加奈陀長老教會

下　改隸後に傳來したる宗教

一、教派神道
1. 天理教　2. 金光教　3. 神習教　4. 御嶽教　5. 實行教　6. 大社教　7. 扶桑教　8. 神理教　9. 神道

二、佛教
1. 天台宗　2. 眞言宗　3. 淨土宗（淨土宗・西山派）　4. 曹洞宗　5. 臨濟宗　6. 眞宗（本願寺派・大谷派・木邊派）　7. 日蓮宗（日蓮宗・法華宗）　8. 華嚴宗

三、基督教（內地傳來のもの）
1. 日本基督教團　2. 日本聖公會　3. 第七日再臨團

上、改隸前からの宗教

一　舊慣に依る宗教　臺灣は隋唐の際既に支那本土との交涉があつたが、支那民族が臺灣に移住する樣になつたのは明末淸初以後のことである。而も其の移住民は槪して南方支那民族であつたから臺灣舊來の宗教も、其の形式內容共にそれと全然同一である。今之を分ちて儒教、道教、佛教及び齋教の四とする。

然し乍ら儒佛道の三教及び齋教は全く混同せられて旣に純然たるものでない、極言すれば支那民族は道教徒である。從つて一般人の信仰も最早墮落し複雜になつて仕舞つたので、今や教派や教義の如何は問ふ所ではなく、多く極端なる功利主義卽ち現世利益の爲めに幸福息災を專ら祈るの弊に墮ちて、宗教に依つて安心を得ようとするのでなく、只管眼前の幸福に向つて希求するのみである。卽ち家庭の平安、農工商業の繁昌、家畜の繁殖旺盛等を祈願する爲めに五牲（豚肉、鷄、鴨、魚、卵）、菜碗、酒等を以て神佛に供へたり、又祈願の叶へた時は同じく交換條件として前記の供物を献げ、祈福に對して謝禮の祭りをしたり、其の他冠婚葬祭、年中行事等には必らず息災祈福の爲めに、宗教的行事を爲すものである。

菜碗（註1）

その信仰の對象は日月星辰、山川草木、人畜精靈、天神地祇、佛菩薩等あるも槪して多神的信仰である。又その祠廟の種類は寺、廟、堂、宮、壇、祠等數十種に分類することが出來るが約して寺廟と齋堂に二分することが出來る。寺廟は儒佛道三教に屬する宗教的營造物の總稱であり、齋堂は齋友卽ち食菜人の組織經營する佛堂である。

その宗教的職業に從事するものは僧侶、道士、齋友及び巫覡の四の外に巫覡に近き術士と云ふものがある。

巫覡（註2）

然るに僧侶にして齋友道士を兼ね、齋友にして道士巫覡を兼ねるものがある。これ旣にその教義を無視して宗教的儀禮を職業視し、祭葬法式は單なる糊口的職業となつた證據である。尙ほ現在の（昭和十六年末）寺廟數は三千三百九十八あり、齋堂二百三十一、其の他宗教的團體六千二百八十六ある。

イ　儒教　儒教は孔子が堯舜禹湯文武周公の言行を祖述憲章したもので、道德の實踐を說き治國の要道を示すと同時に、祭祀を以て政務の一部として頗る重んぜられたものである。爾來幾千載、儒教の內容は、其の時代により幾多の變遷を經たけれども、其の根本義に於ては變化する所なく、其の教義は今日に於ても、我が國及び支那に於ける社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。

紅頭司公（アンタウサイコン）（註3）
烏頭司公（オオタウサイコン）（註4）
做功徳（ツエコンチエク）（註5）
驅邪押煞（クウシアアアツア）（註）

其の教義は修己と治人で、修己は道德に屬し、治人は政事に關し至誠忠恕を以て中庸の道を行ひ、修身より齊家、治國、平天下に及ぶのである。

然るに本島に於ける現狀は、極めて少數なる有識者を除く外は、大抵儒教の本義を解せずして、道教的臭味多き迷信に陷り、且つ儒教系統の神靈を祀る祠廟に對する態度も、全然儒教本來の祭祀的意義を沒却して徒に祈福邀利の弊に墮落し、今や純然たる儒教に屬するものは文廟、節孝祠、祖廟位に止つて居る。

ロ　道教　道教は上古支那民族間に行はれた祖先崇拜、自然崇拜の原始的宗教思想を本とし、之に禁呪符水の迷信と、恬淡無爲の老莊思想と、不老長生の神仙術及び外教特に佛教の思想並に宗教儀式等を配劑融合して成立したものである。神仙を祀る本島の寺廟に於て、神仙を主祀又は配祀として祀られてゐるものは頗る多數に上るが、道教に於ける純粹の道觀と稱すべきものは唯臺中州下（彰化）の元淸觀（主神玉皇上帝）一つあるのみである。

道觀に奉仕するものを道士と稱するも本島の道士は、槪ね廟觀に住せず、多くは市井に自宅を構へ、專ら祭葬や符水禁呪を行ふを以て其の職としてゐる。而も殆んど其の敎義を知らず、又一般學問に對しても極めて無關心である。

元來道士とは道教の司祭である。然るに現在の道士は單に道教的儀禮を營むのみにして、教權の代表者又は信徒の教導者たるの意義を有しない。

本島の道士は紅頭司公と烏頭司公の二に分つことが出來、其の宗教的職務は度生と度死の二である。度死とは死者に對する儀禮卽葬儀做功德を云ひ、度生とは生者に對する儀禮にして、これに祈福祈平安と驅邪押煞の二あり、而して祈福祈平安の儀禮とは建醮、謝平安、做三献等を行ふことにして、驅邪押煞の道術とは安胎、起土、堅符、補運等を行ふことである。道士本來の業務は度生にあるも、現在烏頭司公では佛教の影響

建醮（キエヌチヲ）（註7）
謝平安（シアピエンアヌ）（註8）
做三献（ツエサムヒエヌ）（註9）
安胎（アヌタイ）（註10）
起土（キイトオ）（註11）
堅符（キアフウ）（註12）
補運（ボオウヌ）（註13）

を受けて、度死のことをも併せ行ひ、紅頭司公は只度生のことのみを行つて居る。

又現在支那に於ける道教は南北二派に分れ、其の一を全眞教と云ひ、宋末の道士王重陽を開祖とし、老子の淸靜無爲を宗旨として支那北部に行はる。他の一を正一教と云ふ。所謂天師教にして後漢の道士張道陵を開祖とし、符水禁呪を要諦として支那南部に行はる。從て臺灣に於ける道教は天師教であることは勿論であるが、其の派別は靈寶派、老君派、瑜珈派、天師派、三奶派等である。

要するに本島に於ける道教は、上述の如き職業的道士に依つて僅かに儀式的一面を殘存する外、一般には民間信仰の程度に墮在してゐるに過ぎない。

ハ　佛教　一般に支那に於ける佛教は後漢の明帝永平十三年に印度僧摩騰、法蘭の二人によつて傳へられたと云ひ、其の後約八十餘年を經て安世高、支婁迦讖、更に二百數十年を經て羅什其の他の高僧相繼で渡來し、譯經に從事してより、支那文化史上に其の曙光を投じ、佛教は漸く社會に流布して其の盛を致し、南北朝より隋唐に及んで頂點に達した。其の後明末以後淸朝を通じての支那佛教は甚だしく衰へた。而して、其の信仰狀態は禪と念佛との調和的混合教であると云ふことが出來る。從て臺灣に於ける佛教も亦これに屬するものである。

臺灣佛寺の所屬宗派は槪して禪宗であるが、其の較々大なるものに在りては禪堂を構へ、釋迦、觀音を奉祀するも其の後堂或は側房には阿彌陀佛を安置するもの多く、又時々坐禪を修するも口には常に念佛を唱へ、他人に會釋するには拱手して互に阿彌陀佛と唱ふるを通例とする。其の經典は朝時課誦として楞嚴神咒、大悲心陀羅尼、般若心經等を、暮時課誦として阿彌陀經、西方發願文等を誦し、又隨時に金剛經、楞嚴經、梁皇懺、水懺等及び幾多の陀羅尼を諷誦する。臺灣僧侶は或は心禪行淨と云ひ、或は禪卽淨といふものあるも寧ろ朝禪暮淨と稱すべきである。要するに本島の佛教は南方支那の佛教と同じであつて、本島に於ける寺院

は大抵鼓山湧泉寺或は怡山長慶寺の末從の開拓に係り、其の傳燈に於ては槪ね禪宗に屬して居ることは前にも述べた通りであるが、內地の禪宗の如く純乎たるものでなく、其の內容は淨土教に傾いて坐禪と念佛の兼修である。是は蓋し支那に於ては明の初葉雲棲大師なる者あつて禪淨一致を唱へた影響に因るものと思はれる。尙ほ本島人僧侶中比較的無學なる者多く、從つて其の社會的地位もあまり認められて居なかつたが、近來に至り漸く之に醒めて、或は講習會を開き、或は私立學校を建設し、或は靑年僧侶を內地又は支那へ留學せしめるものあるに依つて、其の社會的地位も漸次向上しつゝある樣である。

又本島佛教徒間にも、佛教教理を硏究し、眞の信仰を大に鼓吹して、彼等の社會的地位を向上すると同時に島民の宗教的教化に盡さんとする目的を以て大正十年四月、先づ本島人僧侶齋友及び佛教信者等糾合して南瀛佛教會（昭和十五年六月臺灣佛教會に改稱）を設立し、機關雜誌の發行竝に佛教講習會を開催し着々計畫の步を進めて居る。講習會は婦人講習會を合せて十九囘に及び、講習員約四百五十名を出し、是等の講習修了生は各地に散在して熱心に布教傳道に從事し、其の成績見るべきものがある。斯くて本島佛教徒が次第に其の眞の宗教的任務を自覺し來たつたことは、誠に歡ぶべき現象である。

二　齋教　齋教は佛教の一派であり、在家佛教とも謂はれて居る。明朝の頃に禪宗から變胎したもので、教義とする所は一般佛教と異らない。但し佛教の教義以外に儒、道の教義を加味したものが多い。其の徒の僧侶と異る所は、出家せず、平常法服を纏はず、頭髮を剃らず、一般の俗人として市井に生業を營み、其の身を持する事謹嚴で、能く戒律を守ること等である。又常に菜食して肉食をしないことを本義として居るから俗にこれを食菜人と言ひ信徒相互は齋友と呼んで居る。

齋教に先天派、龍華派、金幢派の三派あつて共に禪宗六祖慧能禪師より傳承せるものであると云はれて居る。所傳によれば、六祖法難を避けて漁家に隱るゝこと四年、其の間俗裝をなし、行商を營みつゝ布教に從事したが、後落髮して南宗禪の祖となる。時に莊懷讓、馬道一の兩人俗人の身を以て六祖の衣鉢を受けて七代の祖となり、僧俗士庶を論ぜず其の道を宣傳し遂に齋教を立て、三乘の學を設けて先天派を創立した。其の第十五祖林全元の派下に黃昌成なるもの、咸豐十一年臺南に渡來して報恩堂を築いた。これ臺灣に於ける先天派の濫觴である。

龍華派は明の嘉靖年間羅因と云ふ者に依りて創立され、淸の雍正年間に至り其の第十祖陳普月なるもの、一是堂を新設して龍華派の大本山とし、第十六祖盧普濤臺南に渡來し、宣教六年にして興化に歸つたので、其の弟子普爵始めて德善堂を臺南に創建した。

金幢派は明の王左塘を以て祖とする。萬曆二十六年神宗の信仰を得て八十一箇の齋堂を設立し、又徒弟董應亮を得て大に宗風を發揚した。董の徒弟王祖亮亦能く其の業を繼紹した。時に魚商蔡文擧、王に歸依し飜然漁業を廢して齋公となり、臺灣に渡つて愼德堂を臺南に創立した。是れ臺灣に於ける金幢派の教祖にして一般に蔡阿公と稱せられて居る。

今三派の異同を比較すれば其の教義竝に儀禮は三派共に大同小異であるが、先天派は儒教思想を混することと比較的多分にして金幢派は道教思想を有すること比較的多い樣である。其の信仰の對象は三派共に主として觀音或は釋迦を本尊とする。其の課誦經典は三派共に朝時は金剛經等、夕時は阿彌陀經其の他を讀誦するも、先天派に在りては別に午時に心經を讀誦するものがある。

齋友の階級は龍華派に在りては、空々、太空、淸熙、四偈、大引、小引、三乘、大乘、小乘の九品に分け金幢派では上恩、叔公、管前、本管、首領、船頭、會首、護法、衆生の九に分けるが、先天派では師位、十地、頂航、保恩、證恩、引恩、天恩、執事、衆生の九位になつてゐる。

要するに先天派は持戒最も嚴重にして自力的思想に富み、容易に齋友の加入を許さない、從つて其の團結頗る强固にして齋友自ら高く持するの風がある。金幢派は道教思想に富み、龍華派は最も世間的色彩を有し

持律亦た緩にして齋友の數も三派中最も多いのである。

以上齋敎三派の外に僧侶に歸依して齋友となるものがある。之を前記三派と區別する爲に假に空門派と名づけ共に寺院齋堂に居住して居る。其の敎義とする所は齋敎三派と大同小異なるも三派の如く階級の制がないのである。

二　神佛又は祖先を祭祀する團體

臺灣の舊慣に依る神佛、又は祖先を祭祀する團體に神明會、祖公會、父母會、共祭會等がある。これらは同一神佛又は祖先を信奉する者の團體であつて、寺廟を設けず（所屬の廟を有するもの少數あり）、唯神佛像若くは位牌等を奉じて定期に祭祀を行ふものである。

抑も此等團體の組織せられた緣起は、日常の生活に於ける心的不安に對して、慰安を得んが爲に同鄕同業或は同姓等の或る條件を同じくする同志者、卽ち同信者が其の共同の信仰的對象を中心として團體を組織したのである。

其の宗敎的効果は、寺廟と同じであるが、寺廟の公的、地方的、固定的であるのに對して、此等團體は私的、社交的、游動的である點に於て異つて居る。殊に此等團體は、神佛（又は祖先）と人とを接近せしめて、其の宗敎心を刺戟し、且つ僻地にして寺廟建立の餘裕なき所にまで、神靈崇敬の念を新にせしめ、尙且演戲、宴會等を催して快樂を頒つの便利がある。

今や此等團體は全島に瀰漫して其の會數六千二百餘、會員數約三十萬を越え、全島戶數の約五割は此等團體の關係者である。

イ　神明會　神明會は身分相同じき者、卽ち同業者、同鄕人、同姓者、同信者等の關係に因つて數名乃至數十名の同志が相集り、各自より若干の金錢を醵出して神佛像香爐其他祭具等を購入して祭祀に備へ以て神佛を祭祀する爲めに組織されたる團體である。其の目的は主として神佛歸依にあるが、外に會員相互の親睦と利益を圖り、道路橋梁の施設補修を爲し、奬學育英又は救濟事業を行ふ等の副目的を有つてゐる。神佛を祀る點に於ては寺廟と同じであるが、多くは特別の造營物を有せず、唯團體として存在し、夫々多少の財產を有するのみである。

其の會名には神佛名の下に會の字を附するを通例とするも、寺廟より祭神の出でたる神明會は本廟の地名を冠することあり、又會の代りに祉、堂、嘗、季、盟、祀等の字を附したものもある。神明會の會員は爐下會脚、祉友等と云ひ、會員醵出の金錢は挿爐銀、壓爐銀等と云はれる。又神明會は其の性質により會員の資格に制限を設けることがある。卽ち同一街庄の同業者が或る神佛を祀る爲めに規約を設け、共同出資して神明會を組織するが如きは其の一例である。

挿（チァ）爐（ロオ）銀（グヌ）（註14）
壓（テエ）爐（ロオ）銀（グヌ）（註15）

神明會は祉團的神明會と財團的神明會とに大別することが出來る。祉團的神明會は會員比較的少數にして確定的のものであり、會員は規約に服し、會の經費財產に對しては持分に應じて權利義務を有すると共に之を子孫に承繼せしめることが出來る。從つて其の入會には一定の出資を要し、入會退會共に會員全員若くは代表者の承認を要する。

財團的神明會は會員の入退會に關しては、殆ど何等の制限を設けず、目的に賛同する者は任意の出捐に依り入會することが出來、且つ何時にても退會することが出來るのが普通である。所屬財產に對しては持分を所有せず、又其の資格を他人に讓渡したり、子係に承繼せしむることは出來ないことになつてゐる。

神明會中稀に寺廟を所有經營するものがある。之を會廟と稱してゐる。

神明會組織の動機は主として心的慰安を得る爲めに神佛を祭祀することから起つたものと思はれるが、祈

避祟（ピィツン）（註16）

年或は火難水難等の祈願の爲め、謝恩の爲め、社會事業經營の爲め又は其の成就を記念する爲め、其の他會員の修養、子孫の奬學、團結、防衞、避祟、相互扶助等の爲めに組織されたものも尠くないやうである。

神明會の存續期限については何等の定めをしないのが普通である。從つて其の解散は概ね會員全員一致の決定をもつて行はれてゐる。解散の場合の財産處分方法は會員の協定に依る。而して近年行はるゝ實狀をみるに一部は之を各自の持分に應じて分配し、其の他は概ね各種の公益事業に投ずることになつてゐるやうである。

神明會は概して多少の動産不動産を有し、此等から生ずる收益を以て毎年一回若くは數回の祭祀を行ひ、祭典毎に會員相集り、會議、懇談、飮食、または酒宴を開いて歡樂を盡し、以て人生の勞苦を忘れしむる一大慰安とする。其の上尙ほ剩餘金あれば規約又は慣例に依りて、或は之を積立て或は會員子弟の學資として貸與し、或は公益事業に寄附し、或は會員に分配したり、爐主(其の時の祭典擔當者)、管理人の所得としたりする。

神明會の管理方法は略々寺廟のそれと同じであり、所屬財産の處分は明治三十八年府令第八十四號竝に明治三十九年民總第六二八八號府議決定に依り臺灣總督の許可を受くべきことになつてゐる。

ロ 祖公會 祖公會とは同姓又は同宗の者が相集り、其の共同の祖先を祭祀する目的を以て組織したものである。即ち同一祖先を有する子孫が共同出資して祖先祭祀の目的の下に設立されたる團體である。會の維持財産は田畑家屋等であり、多くは當初會員間に於て金錢を醵出して買入れたものである。祖公會の會員資格は必らず同姓者又は同宗者たることを要する外に同鄕者又は同地方在住者等の限定を爲すことあり、且つ又その祭る所の者は必らず會員共同の祖先でなければならぬことになつてゐる。而して祖公會組織の目的は祖先祭祀の外に親睦、養老、或は子孫の奬學等の副目的を規定するものがある。爐主、管理人及び財産管理に關する規定は略々神明會のそれと同樣であり、其の財産の費途は祭事費、事業費、剩餘金の分配等である。

祖公會の性質に就て觀るに祖公會は財團組織のものでなく、社團組織に依つて出來たものである。而して其の祀る所の者が會員の共同祖先であるので之を祖公會と稱したに過ぎず、其の性質は社團的神明會と異ならない。其の所屬の財産は會員たる者の共有關係に屬するものである。而して其の財産は他の共同出資に於けるものと同じやうに常に出資の額を以て會員の持分を表明し且つ此の持分は祖公會の規約若くは他の會員の意志に反しない以上は賣買讓渡することが出來る。

ハ 祭祀公業 祖公會に類似するものに祭祀公業と云ふのがある。祭祀公業は祖先祭祀の目的の爲に供せられた獨立の財産であるが、其の設定に於ては、祖公會と著しき相違がある。即ち多少例外はあるが、祖公會に於ては、會員が出資の多寡に依つて、股份の數を定め、其の全數を合して、會業としたのであつて有份者が死亡したる場合に、必らずしも其の子孫合同して、之を承繼するものでなく、又其の股份は會員間に於て相互に賣買歸就することが出來る。然るに祭祀公業は、公業を管理し、祖先の祭祀を行ふべき義務を有する派下、即ち同宗族の各房全員の共同的財産である。つまり祖公會業は份を基礎とし、祭祀公業は房を基礎として成立したもので、祖公會業は份を見て房を見ず、祭祀公業は房を見て份を見ないものである。即ち祖公會は會で以て田畑等を買得するもので祭祀公業は父祖の財産鬮分(遺産相續の場合に於ける分配)の際、抽出留存した獨立の財産である。又祖公會は股份を認めて共有の如き觀を呈してゐるが、祭祀公業は團體の所有であつて分配することの出來ない財産である。

ニ 父母會 父母會は會員の尊屬死亡の時、相互に喪葬の費用を補助する目的を以て組織したものである。父母會に於ても矢張り神佛を祭祀するが寧ろ神佛を利用するものと云ふべきで、父母會は一種の保險事業に外ならない。會名は父母會、孝子會の外に孝友會、長生會、兄弟會、金蘭會、老人會等あるが、其の組織は

殆んど同じである。即ち會員は二十名乃至五十名で、設立の際各會員が金一圓乃至二、三圓を醵出して貯蓄し、其の利子を以て所奉の神佛を祭り、又會員は各其の尊屬中の一人を指定し、其の人死亡した時會員より各一圓乃至二、三圓を醵出して葬儀費に充て、而も新會員の入會を許さない。其の指定者全部死亡してから解散することになつて居る。然し現今此の種の會は多くなく、其の勢も頗る振はないのである。

ホ　共祭會　神明會、祖公會は臺灣に於ける宗教的團體の正流であり、父母會、孝子會等は神佛の祭祀を副目的とするから、其の傍流に屬するものである。然るに茲に又共祭會と云ふ一種の團體がある。共祭會は一街庄又は數街庄を連ねて其の全住民又は某種族の全部を以て會員と看做し、一團體として或る神佛を奉祀するものである。會員と云つても神明會の樣に會員の資格に制限があるのではない。又入會金の捐出を條件としない。唯其の街庄の住民又は其の地方の種族でさへあれば、直に會の會員となるのである。抑も街庄民は心的慰安を得やうとして、寺廟又は神明會等を設立しても、寺廟は地方的に割據し、神明會は會員資格の制限がある。而も彼等には斯る區域制限を超えた信仰的集團を要求することがある。即ち土匪の襲來、兇蕃の出沒等は彼等の聯合團結を保し、分類械鬪も又他種族に對する示威的行動として、時々會合の必要あり、斯くて彼等が時々會合して會脈を通じ、親睦を圖ることは、生存競爭上最も必要なことである。而して祭祀は彼等會合の最もよき機會である。特に數箇の街庄を聯絡する時、寺廟の樣な一地方に定着する不便を避け、又神明會の樣な個人的會合の不利を避けて、其の所祀の神像を各街庄又は各團體の輪直保管とし其の祭事も各街庄輪番して之を行ひ、住民互に歷訪する組織は極めて平等的に考察したもので、此等の團體を作る目的として、最も效果ある方法と謂ふことが出來る。然し共祭會は神明會の樣に財産を有して居ないが、共祭會は神明會の變胎したものであると云ふことが出來る。

巫覡術士（ブウヒエクスッスウ）（註17）

三　巫覡術士

本島人の迷信に對して禁厭、祈禱、占候等を以て生業とする者を巫覡術士と言ふ。

童乩（タンキイ）（註18）
尪姨（アンイ）（註19）
占笘（チアムセエ）（註20）

巫覡は法官、符法師、童乩、尪姨（ワウイ）(女巫)の總稱で、神下ろし、厄拂ひ、符水禁咒等を行ふもの、術士は看日師、算命師、地理師、相命師、卜卦師の總稱で、日柄、運氣、人相、手相、家相、地相等を推算豫言するものである。

又巫覡とは「ミコ」のことで、性別すれば男を覡と云ひ、女を巫と云ふ。然し一般には之を總稱して巫と云ふのである。巫覡は神を祀り、舞を以て神を下して其の身に憑依せしめ、人の爲めに祈禱し、或は豫言するものである。臺灣に於ける巫覡は法師、符法師、童乩、女巫等あつて、皆直接に神佛或は死者の靈を其の身に假降し、妖言を放ち、妖術を行ふものである。術士は古來僧道でもなく、巫覡でもない、一種の豫言又は占笘（センゼイ）を事とする準宗教的職業者と見るべきものである。

巫覡、術士は現在臺灣に於ける民間信仰として、其の色彩最も濃厚であるが、概して迷信であり、低級なる信仰である。昔明清の法律では曾つて此の類の流布を禁止したが、迷信深き民衆は一片の禁令の爲めに防止されない。否、官紳も亦た既に其の迷信に囚はれ、官祭としての城隍祭には童乩出でて公々然として其の妖術を演じた位である。

今其等の内容に就て少しく說明する。

調營（チアウイアア）（註21）
听話（チアヲエ）（註22）
執乩（チプキイ）（註23）

イ　巫覡　(1)法師　法官とも云ふ。童乩と結んで請神、調營、听話（ギンワ）、看佛字等を行ひ、禁咒、符水を用ひて人の爲めに病を療し災を除くものである。請神は執乩扶輤又は童乩の法を行ふ時、頭巾を被り、白裙を着て、五方旗(五色旗)、刀、莿毬、淨鞭、天罡尺（テンカウシャク）、金鼓等を具し、卓前に起立して金鼓を叩き請神咒を讀誦して神佛を假降せしめることである。調營は請神と同樣の服裝器具を用ひ、之を廟前に行ふ場合は、一組六人と

し第一次の調營は文營と稱し、令旗捧持者指揮の下に各法官が五方旗を持し數回に亙り調營をする。第二次は武營と稱し、刀二人、莿毬二人、淨鞭二人で金鼓打擊の調子に從つて舞踏し、以て五營將軍、三十六天罡(テンカウ)、七十二地煞(チセツ)等の神將陰兵を招徠し指揮し、使役して惡魔邪鬼の押收をするのである。聽話は叮話(テイワ)とも云ひ共に聽話の義である。童乩神を假降して神話を言ふ時、之を聽取りて其の意味を譯出するのである。看佛字は看字又は竪棹頭とも云ふ。執乩、扶轎、扛輦輿等に於て、卓上に畫かれた乩字を見て其の意味を譯出するのである。

(2)符法師　葉仔路師とも云ふ。符を使つて驅邪押煞をすることは法師と變らないが、其の術を惡用して良民を迫害し、又は隱身法を使つて良家に危害を加へ、以て金錢を强請したり、又は人の生命を害したりするので、民衆に蛇蝎視されて居る。其の言ふ所に依ると符法師が法を修め、符を燒いて之を私かに食品中に混じて人に食べさせると、其の人は狂態に陷り、終に死ぬことがあるが、この時符法師に依賴して其の放符を收めさせると其の禍を免れることが出來ると云ふ。又和合符と云つて夫婦不和のある時、其の妻が符法師をして八字(生年月日の干支)を示して催符(同一の符を連りに念咒すること)念咒せしめ、其の符を燒いて之を食物中に混入し、之を其の夫に食べさせると夫婦和合の驗があると云ふ。又離散符と云つて、夫が情婦に親み妻を顧みない時、其の妻が符法師から燒符を貰つて食品に混入して夫と其の情婦に食べさせたら兩者の交情が破れると云ふ。又符法師の優秀なる者になると燒符を食用させなくても唯人の八字(生年月日時の干支)に依つて催符念咒しただけで其の效果を奏することが出來ると云ふ。符法師に關する說はこの樣に極めて荒唐無稽のものばかりであるが、下層人民間では其の奇力怪術を信じて之に依賴し、同時に又其の感情を害して惡戲又は報復に出逢ふことを恐れて居る者が多い。

(3)童乩　乩童とも云ふ。風俗紊亂の恐れがあるので明治四十一年府令第五十九號を以て臺灣違警例の施行に際し、之を禁じたのであるが今尙ほ絕滅して居ない。是等の徒は時々街庄に現はれては愚民の迷信を唆り或は謠言を放つて騷かせることがある。然し童乩を專業とするものがないので多くは苦力、坑夫、漁夫、耕夫、遊藝稼人等の兼業である。又童乩は一種の豫言者である。各々守神を有し主として玄天上帝と王爺であるが、太子爺、關帝爺、東嶽大帝、三奶夫人等を奉ずる者もある。

元來巫術は神と人との間に立つて、或る事件に就き、神の意思を人に傳達するものである。童乩も亦其の所習の修法によつて所奉の神が其の身に乘り移つて靈語を以て天祕を人に啓示して能く轉禍避祟の法を授けるものであると云ふ。故に童乩は家屋を新築した者、墳墓を造つた者に對して煞神の冲發の有無、亡靈孤魂の障碍の有無を告げたり、又は病者に對して藥單を與へ、或は之に祟る所の惡鬼妖魔を探知して追煞の法を行ひ、祓禳の法を修め、或は之を逮捕し、妖孽を芟除するものである。

(4)尫姨　尫姨は女巫である。先づ黃紙に點火して之を振り動かし、少時念咒する、斯くて請神了れば家人燒香禮拜し、神明に對して幾年前幾歲で死亡した何誰の靈を陰間より迎へたいことを告ぐ、尫姨は漸く自己催眠の狀態となり、家人に向つて「男亡か女亡か」と聞くと家人は女亡又は男亡と答へ、尫姨更に念咒して「五重衫か二重褲か」と聞くと家人其の幾枚なるかを答へる。玆に於て尫姨は死者に代つて其の臨終の樣子から其の夫及子女等に死別したことの悲痛であつたこと及び父母家族等のことを哀しい調子で陳述し且哭泣する。同時に側に在る老幼男女も亦た哭泣する。そして死者の冥福の爲めに銀紙を燒く。それから尫姨が常態に復するのである。尫姨は又時に「問灶君」「換斗」「栽花」等の術を行ふ外、病家の依賴に應じて其の家に至り神佛を假降して疾病の原因及び藥方等を告げることがある。

ロ　術士　(1)地理師　地理師又は風水師、堪輿師、陰陽師、看山先生等とも云ふ。その業とする處は陰陽五行說を本として神佛の寺廟、死者の墳墓、生者の住家等の建設に就いて如何なる地相を選定したら災禍を免

(註24)　扶(フウ)轎(キヲ)

(註25)　莿(チイ)毬(キウ)

(註26)　淨(チェン)鞭(ピエヌ)

(註27)　天(チエヌ)罡(コン)尺(チヲ)

(註28)　竪(キア)棹(トヲ)頭(タウ)

(註29)　扛(クン)輦(リエヌ)輿(イイ)

(註30)　葉(ヒヨ)仔(アア)路(ロオ)

(註31)　煞(ソア)神(シヌ)

(註32)　藥(イヲ)單(トア)

(註33)　追(ツイ)煞(ソア)

(註34)　問(ムン)灶(ザウ)君(クヌ)

(註35)　換(ヲア)斗(タウ)

(註36)　栽(ザイ)花(ホエ)

(註37)　堪(カム)輿(イイ)師(スウ)

れ、幸福を招來することが出來るかを說示するものである。

然し現今風水と云ふ時は主として墓地の選定に使用せられ、風水即ち墓穴の意義に使はれてゐる。今の人が墓地の選定に特に念を入れるのは、父祖の墳墓が藏風得水の勢に乘じて能く風水の理想に適合する地域を得た時は父祖の遺骨其の地に安眠が出來、又其の遺靈の庇蔭に依つて子孫必ず顯達榮華を得ることが出來ると信ずるからである。島民の之に關する迷信強烈にして鐵道、水道等敷設の時其の線路工事が風水を害すると云つて喜ばないものがある。これ迷信の文明進歩を阻害する一例である。而も地理師はこの迷信を利用して私利を計るのである。

(2)看日師　日師又は看日師或は看日先生と云ふ。依賴者の八字(生年月日時の干支)を本とし、象吉通書等の書物に依つて陰陽消息五行相剋の理法に依り婚姻、葬送、建築、旅行等に關する吉日良時竝に建醮做三獻等の施行期日等を選定するものである。

(3)算命師　算命師又は看命先生とも云ふ。算命と看命とは聊か其の內容を異にするものあるも、共に人の八字から推算して運命の安否、事業の成否、壽命の長短等を豫斷するものである。

(4)相命師　相命師は所謂人相見にして、人の面貌又は指掌の紋樣を相して、運命、夭壽及子女、財產の有無等を言ふ者である。

(5)卜卦師　これ易斷師であるが臺灣現行のものは頗る簡單で、其の種類、錢卦、六壬時卦、皇帝占法、籤仔卦、翁仔卦、米卦、拔卦等あるが、今之に一々說明することを省略してをく。

註　釋

1 菜　碗　御供物(菓子果物類)。

2 巫　覡　巫覡とは「ミコ」のことなり。之を性別するときは男を覡と云ひ、女を巫と云ふも總稱して巫と云ふ。其の業としては神を祀り、舞を以て神を降して其の身に依憑せしめ、人の爲に祈禱し或は豫言するものなり。

3 紅頭司公　道士の一種にして專ら度生的行事即ち生者に對して祈禱等を行ふものなり。

4 烏頭司公　道士中の死者に對する儀禮即ち葬儀做功德等を行ふものなり。

5 做　功　德　亡者の爲に法事を營むこと午夜(正午より十二時迄)、一天(一日)等の別あり。

6 驅邪押煞　驅邪とは家中に災厄を生ずるときは之を惡鬼の祟となし、之を驅除せしむること。押煞とは刈金(金銀紙の一種)に密結字を書き獅刀先に刺し道士は犯されし箇所に押煞呪を念誦し鹽米を投げ符を貼ること。

7 建　醮　做醮とも云ふ。大祭のことにして例年的と臨時的との二種あり、例年的のものは寺廟に依りて一年三年六年十二年及數十年に一回之を行ひ、臨時的のものは廟宇の新築落成、神佛像の開眼若くは水難火難(此の場合水醮火醮と稱す)の場合或は凶荒又は惡疫流行(神に祈願して平安を得たる場合)等の場合に行ふものにして、二日乃至五日間に行ふの大小二種あり。

8 謝　平　安　每年舊曆八月以降に行ふを例とす。本祭典は一月十五日の祈福に對し行ふものにして街庄民の平安、農作物の豐穰は偏に神の庇護に依るものと信じ神恩を謝するの祭典なり。

9 做　三　獻　誕生祝日、謝恩又は寺廟家屋の落成等に際し道士に依り行ふところの祭典の一種なり。

10 安　胎　胎兒の安全を祈るもの、即ち安胎の祈禱を念じ該符を孕婦の房門の寢臺竝に胎神に犯されたる場所に貼附す。

11 起　土　家內に土地を掘り又は物の異動の爲め煞神に祟られたるときそれを鎭める祈禱を云ふ。

12 竪　符　外出又は動土(起土)等の爲凶神惡煞に犯され病氣に罹りたるとき道士に依賴し符神を正廳又は病人の寢臺に奉安し平癒を祈る。

13 補　運　保運とも云ふ。重病の場合其の運命を保ち平癒せんことの祈禱を爲すこと。多くは道士に依賴し之を修す。

14 挿爐銀　神明會に入會する時の入會金又は他より迎へたる神佛を元へ奉還する時に對する寄附金。

15 壓爐銀　挿爐銀に同じ。

16 避　祟　道士又は童乩の修法に依り邪神兇神の祟りを避くこと。

17 巫覡術士　術士は一種の豫言若くは占筮を事とする準宗教的職業者なり。即ち地理師、日師、算命師、相命師、卜卦師等なり。（巫覡は註2に詳なるを以て省略）。

18 童　乩　一種の豫言者なり、「神下し」なり。各自は夫れ夫れの守神を有し、神と人との間に立ち或事件につき神の意思を人に傳達するものなり。

19 尫　姨　女巫なり。（巫覡に詳）

20 占　筮　ウラナヒ、筮は蓍（メドギ）にて（古蓍草の莖を用ひたりといふも現在は五十本の細き竹を用ゆ）うらなふこと。

21 調　營　法師及童乩が頭巾を被り白裙を着し五方旗（五色旗）、刀、莿毬、淨鞭、天罡尺、金鼓等を使用し、五營將軍三十六天罡七十二地煞等の神將陰兵を招徠し指揮し使役して惡魔邪鬼の押收をなす。調營には文營・武營の二種あり。

22 听　話　又は叮話とも書す。共に聽話の義なり。童乩神を假降して神語をなす時之を聽取りて其の意を譯す。

23 執　乩　童乩が祈禱を行ふことを云ふ。又扶乩とも云ふ。

24 扶　轎　扛輦轎とも云ふ。神の椅子に象とられたる木造の小椅子にして其の一方の「腕掛け」に當るところの木端長く突出し、此の椅子に神像又は香爐を置き線香を立て手乩二人又は四人之を舁きて祈禱を行ふを云ふ。

25 莿　毬　栗「イガ」の如くに木毬に數多の針を植えたるもの、即ち童乩の用具の一種なり。

26 淨　鞭　童乩の用具の一種なり。麻にて眞田紐の如く扁く七つあみにしたるものにして幅約一寸、長七尺二寸、柄は木製にして尺二寸あり。道士に於ては之を法索と云ふ。

27 天罡尺　北斗星を刻したる物指にして道士童乩の用具の一種なり。

28 竪棹頭　童乩の補助役なり。童乩が祈禱を行ふ時に金紙を燒きながら依賴者の願意を神に告げ呪文を念誦し又童乩が卓上に書かれたる乩字即ち神示を解讀し之を普通の文字に譯解して藥方或は吉凶成否の數を教示するものなり。

29 扛輦輿　扶轎に同じ。

30 葉仔路　符術にして符法師が驅邪押煞等の爲に之を行ふ。

31 煞　神　惡鬼妖魔等の障礙神なり。

32 藥　單　漢方藥の處方箋なり。

33 追　煞　煞神即ち惡鬼妖魔の祟を童乩の修法に依り之を追禳することを云ふ。

34 問灶君　尫姨等に依賴し家中の不安を灶君（竈の神）に問ふこと。灶君の所在地たる竈の或る部分に損所あるを以て家中平安ならず或は風水に損所がある爲に公媽（死者）不安なり等と云ふことあり。

35 換　斗　尫姨が婦人の爲に其の胎兒の女を男に變せしむるの術を行ふことを云ふ。

36 栽　花　尫姨が石女の爲めに花卉を移植することに依りて懷姙せしむるの術を行ふことを云ふ。

37 堪輿師　天地間の攝度より考察して寺廟敷地墳墓宅地等を選定說示するを業とするもの、即ち地理師、風水師是なり。

四　基督教

改隷以前から本島布教に從事して居た基督教は、天主公教會と長老教會との二である。西曆一六二七年和蘭の宣教師カンヂデウスが天主教を南部臺灣に傳へ、之れと前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來して之れを弘めた。之れが臺灣に於ける基督教傳來の始めである。西班牙人は基隆、淡水を中心として布教に從事し、其の宣教師三人相次で蕃害に斃れたが、これにも屈せずして銳意土蕃の教化を圖り、一時隆盛に赴いたが、一六四二年に至つて和蘭人の爲に驅逐せられて臺灣を退去した。和蘭人は新港を中心として土蕃の教化を圖り、或は聖書を蕃譯し或は會堂を建設し或は學校を開き、據臺三十餘年、其の教化の及ぶ所、南は鳳山附近から北は鹿港附近まで、受洗者五千餘人の多きに達

した。其の後一六六〇年鄭成功の占據と共に基督教は一旦其の跡を絶つに至つたが、鄭氏亡びて淸領となつて後約二百年を經て、一八五九年西班牙人再び本島に向つて天主教を傳へ、別に英國長老教會及び加奈陀長老教會相踵で新教を傳來した。

イ　天主教　西暦一八五九年西班牙人は再び本島に向つて天主教の布教を企てゼンス博士を派遣した。博士は南部臺灣に據つて本島人に傳道し、爾來幾多の宣教師の奮闘努力に依り漸次北進し、今や臺北、臺中、臺南、高雄の各地に教勢を擴張するに至り、其の附屬事業としては臺北に傳道學校、私立靜修女學校、高雄に高雄天主教會孤兒院等を經營して居る。

ロ　英國(蘇格蘭)長老教會及加奈陀長老教會　長老教會の傳道は西暦一八六五年マクスウェル博士が蘇格蘭長老教會から派遣せられて臺南に渡來したのが始めである。次で一八七一年キャンベル博士の渡來あり、別に一八七二年加奈陀長老教會からマカイ博士の北部臺灣に派遣せらるゝありて、孰れも倶に辛苦を嘗め教士の開拓に盡瘁したが、爾來幾多の宣教師が渡臺して南北相呼應し熱心布教に從事した結果、兩教會は臺中州大甲溪を境として其の傳道地域を區劃し、英國(蘇格蘭)長老教會は臺南を、加奈陀長老教會は淡水及大稻埕を根據地として本島至る所に布教の影を印するに至つたが、兩教會は昭和十六年大東亞戰爭勃發直前英人宣教師の引揚歸國と同時に外國との一切の關係を斷ち、いよいよ獨立經營を爲すに至つたのである。尋ねて昭和十七年更に進んで南北兩教會合同の議が行はれた結果、翌十八年二月彰化に於て兩教會代表者等列席の下に合同式を擧行せられたので、玆に歷史的南北統一を見たのである。今同教會の經營事業の大要をあげると次の如くである。

臺北神學校、同高等女學部、馬偕記念病院、樂山園(癩病治療所)、彰化耶蘇病院、臺南新樓病院

下、改隷後に傳來したる宗教

神道、佛教、基督教の三あつて、主として內地人の信仰に係るものであるが、近來本島人に對する教化も漸次進展の狀態に在る。

今や內地人の宗教たる寺院、教會、布教所等は隨所に設立せられてあるが、其の發端は主として改隷當時の從軍布教始まり之れを分類すれば、(一)從軍布教に依るもの(二)改隷後內地より進んで布教者を派遣したるもの(三)內地人が葬式法要等の必要なる事項を行ふ爲に、布教所を設けたるもの等である。

內地人經營に係る寺院、教會等は多くは內地に本山又は本部を有し、管長又は本部長の監督指導を受けて教務を執行するのが普通である。

而して佛教の寺院は最初から寺院として設立するものは極めて稀にして、多くは寺院出張所又は布教所等の名義を以て設置し、信徒の增加と寺院建設經營の資金とを得てから始めて本山の承認を受け、監督官廳の許可を得て寺號を公稱するに至るのが通例である。

寺院教會內に於て執行する教務としては、先づ大體に於ては說教、講話、祭典、祈禱、葬儀等本來の事項竝に信徒總代會其の他之れに類する會合に充つるの外は、社會的事業の執行場に充當するものが多い。卽ち婦人會、青年會等の例會、日曜學校の教室、人事相談所、職業紹介所等の事務室に充てるもの等である。

其の財源は本部又は本山補助、信徒の喜捨、有志の寄附、財產收入、維持講金等である。

本山又は本部の補助金には、寺院教會の創立費に補助するもの、創立後獨立維持に至る迄或る期間補助するもの、更に永續的に補助するもの等あり、信徒の喜捨は維持上極めて重要なる財源にして、定額及不定額に二別することが出來る。前者は信徒より月額又は年額を以て負擔するもの。後者は葬式、法要、祈禱、賽錢等に依るものである。大東亞戰爭以前の外國人經營の教會に在りては、別に所屬教會の本國より遠く送金して來るものがある。財產收入としては土地、山林、家屋等不動產及基金利子等である。又此等の教宗派には維持講を組織するものが多い。佛教では觀音講、報恩講、豐川講、大師講、婦人講會等あり、神道には親交會、敬神講等がある。

イ　神道　こゝに神道といふのは謂ふまでもなく教化局宗教課所管の神道十三派のことであつて一、神道本局　二、大社教　三、扶桑教　四、

大成教　五、實行教　六、黑住教　七、修成教　八、神習教　九、御嶽教　十、禊教　十一、神理教　十二、金光教　十三、天理教である。

現に本島に行はるゝものは天理教、金光教、神習教、御嶽教、實行教、大社教、神理教、扶桑教及神道の九派である。就中、天理教は明治三十三年以來、金光教は同三十五年以來の傳道に係り、其の教勢頗る牢乎たるものがある。

又神道中天理教の如きは教會、支教會、宣教所等の階級があつて、地方の情況、信徒の如何に依つて適當の呼稱を用ひて居る。

ロ　佛教　內地佛教の本島傳來は始政當時征討軍に加はれる從軍布教師等が、本島に駐錫して開教に努めたことに始まる。當初は各宗本山孰も臨時局なるものを置いて專ら出征軍人軍屬の慰問に從事せしめたが、土匪の戡定漸く其の緒に就くに從つて新領土の布教を畫策し、特に曹洞宗、眞宗本願寺派、眞宗大谷派、淨土宗、眞言宗の活躍は大に矚目に値するものがあつた。當時の狀況を回顧するに內地人の渡臺者尙少く、從つて布教の對象は本島人本位を必要とするが故に、各宗競ふて本島各地に布教所を設け或は國語講習所を建設し或は慈惠醫院を設立する等兵馬倥偬の間に幾多の不便と困難を忍んで百方布敎準備に努力したが、明治三十二、三年の頃から各本山は經濟上の困難から其の方針を一變し、布教費の支出を節減或は中止するに至つた爲に、在臺布教師は玆に已むなく獨立自營の必要を生じ、爲に其の傳道も何時しか內地人本位に傾き、且內地人の渡臺者漸く增加するに伴ひ其の佛事法要を營むに忙殺せられて、終に本島人の布教を閑却するに至つた事は甚だ遺憾に堪へない所である。

佛教各派中現時本島に行はるゝものは眞宗本願寺派、眞宗大谷派、眞宗木邊派、曹洞宗、臨濟宗、淨土宗、淨土宗西山派、日蓮宗、眞言宗、天台宗、法華宗、華嚴宗の八宗十二派であるが、本島人に對する布教に就いては大正初年から更に曹洞、臨濟、最近には眞宗等の諸宗派の之れに着手して居るのがある。特に臨濟、曹洞の兩宗は最も發展して居ると云へやう。今各宗派の經營して居る事業の大要を示せば次の通りである。

私立臺北中學校(曹洞宗)、淨土宗私立臺南商業學院、私立臺南家政女學院(眞宗本派)、眞言宗臺北護國十善會附屬寄宿舍及宿泊所、眞宗大谷派共濟會附屬免囚保護所(臺北)、眞宗本願寺派簡易宿泊所光園寮(基隆)、臨濟宗財團法人佛教慈愛醫院　高雄)、高雄市慈愛簡易國語講習所(臨濟宗)、臨濟宗佛教專修道場(臺中)、眞宗本願寺派屛東愛護舍(免囚保護所)、眞宗本願寺派基隆愛護舍(免囚保護所)、眞宗本願寺彰化遷善會(免囚保護所)、法華宗屛東救護院(無料宿泊所)、眞宗本願寺派中尊寺附屬授產部、眞宗本願寺派樹心幼稚園(臺北)、臨濟宗樂園國語講習所(臺北)、眞宗大谷派大谷幼稚園(臺北)、稻江幼稚園(臺北臨濟宗)、淨土宗樺幸國語講習所(臺北)等である。

ハ　基督教　內地基督教の本島に布教されたものは、日本基督教會、日本組合基督教會、日本聖教會、救世團、日本メソヂスト教會の五派及日本聖公會、第七日再臨團であつて、此の中(一)日本基督教會は元來改隸以前から英米の宣教師に依つて本島に傳來せられた長老教會と同一教派に屬するも、其の布教者及信徒の內地人たると否との差別がある爲に各々特別の行動を執つた。此の派の本島に於ける傳道は內地基督教各派中最古の歷史を有し、改隸の翌年卽ち明治二十九年五月旣に教師を本島に派遣し布教に着手せしめた。是れ內地基督教徒の本島傳道の嚆矢である。是れより先臺北に於ては數名の信徒相集まり基督教一致會なるものを組織し、所屬教派を問はず時々集會し信仰の修養に努めて居たが、右教師の渡臺するや相率ゐて之に赴き臺北西門町に教會を建設した。爾來同派は數名の教師を送り、全島各地に教勢を張り鋭意布教に努め、信徒の數は年々增加して居る。(二)聖公會は明治三十一年臺北に教會を設置したのに始まり、爾來臺中、臺南に及び堅實な經營をして居る。(三)日本組合基督教會は前二者に後れて傳來したもので、臺北に教會を有して居るに過ぎない。日本聖教會、救世團、日本メソヂスト教會及第七日再臨團は何れも近年相前後して傳來したばかりで信者數も少いが前二者の活動振りは眼覺しきものがあつたが、日本聖公會及第七日再臨團を除いた外の五派は昭和十七年に日本基督教團として統合した。

本島に於ける神道、佛教、基督教の統轄事務所

一、神道

名稱	所在地	代表者職氏名
天理教臺灣傳道廳	臺北市御成町五ノ一五	廳長　上原繁雄
金光教臺灣布教管理所	同　若竹町二ノ一八	所長　齋藤知太郎

二、佛教

名稱	所在地	代表者職氏名
眞言宗臺灣開教區監督部	臺北市西門町一ノ七	開教監督 吉川法城
淨土宗臺灣開教區教務所	同 樺山町三〇	開教監督 吉水省三
臨濟宗臺灣開教區教務所	同 圓山町一七六	布教總監 飯塚江嶽
曹洞宗臺灣布教總監部	同 東門町六八	布教總監 高田良三
眞宗本願寺派臺灣開教教務所	同 新起町一ノ一	開教總長 小笠原彰眞
眞宗大谷派臺灣開教監督部	同 壽町三ノ五	開教監督 末廣愛邦
日蓮宗臺灣開教監督部	同 若竹町二ノ二二	開教監督 岡田日惺
法華宗臺灣開教司監部	同 老松町三ノ一一	開教司監 桂泰典
天台宗	同 大正町三ノ四	布教管事 中澤慈愍

三、基督教

名稱	所在地	代表者職氏名
日本基督教團	臺北市幸町七	臺灣教區長 上與二郎
日本聖公會臺灣傳道教區事務所	同 大正町一ノ一八	傳道教區長 大橋麟太郎
臺灣基督長老教會	臺南市竹園町二ノ三八	總會議長 楊士養
天主公教臺灣教區	臺北市蓬萊町二九	教區長 里脇淺次郎

全島主要寺院教會

一、神道

名稱	所屬教派	所在地	設立認可年月日	代表者職氏名
天理教臺灣傳道廳	天理教	臺北市御成町五ノ一五 八七	昭和十年四月三十日	廳長 上原繁雄
金光教臺北教會	金光教	臺北市若竹町二ノ一八	明治卅五年三月廿五日	主管者 齋藤知太郎
天理教臺府教會	天理教	臺北市幸町一三五	明治卅六年十一月十日	主任 古谷貞義
神道扶桑教臺北天母教會	扶桑教	臺北州七星郡士林街三角埔四五 四九	大正十五年六月十八日	主任 中治稔郎
金光教基隆教會	金光教	基隆市壽町一ノ四一	明治四十五年五月十四日	主管者 羽田猛
天理教山名大教會臺中分教會	天理教	臺中市老松町七ノ一六	明治卅五年十月六日	主任 掛井喜八
大社教嘉義教會所	大社教	嘉義市堀川町二七ノ一	大正十五年十一月十六日	主任 杉原與三郎
金光教臺南小教會	金光教	臺南市鹽埕町一番地ノ六五	大正元年九月三十日	主管者 岡巖
金光教高雄教會	金光教	高雄市入船町三ノ一	大正元年十月十五日	主任者 永井哲一

二、佛教

名稱	所屬宗派	所在地	設立許可(認可ヲ含)年月日	代表者職氏名
高野山臺灣別院	眞言宗	臺北市西門町一ノ七	明治四十三年五月十九日	主監 吉川法城
淨土宗臺北別院	淨土宗	臺北市樺山町三〇	大正十五年六月五日	住職 吉水省三
曹洞宗兩大本山別院	曹洞宗	臺北市東門町六八	明治四十三年五月十九日	院主 高田良三
鎭南山臨濟護國禪寺	臨濟宗	臺北市圓山町一七六	明治卅三年十一月十二日	住職 飯塚江嶽
眞宗本派本願寺臺灣別院	眞宗本願寺派	臺北市新起町一ノ一	明治卅四年一月十九日	輪番 八雲圓成
大谷派本願寺臺北別院	眞宗大谷派	臺北市壽町二ノ五六	大正十年六月三日	輪番 末廣愛邦
南海山法華寺	日蓮宗	臺北市若竹町二ノ二三	明治卅一年六月五日	住職 岡田日煋
法華宗臺北布教所	法華宗	臺北市老松町三ノ一一	大正十一年十月廿四日	主住 桂泰典
法王寺	天台宗	基隆市堀川町二一六	大正九年十二月六日	住職 中澤慈愍
月眉山靈泉寺	曹洞宗	基隆市大水窟四番地	明治四十三年五月廿八日	住職 沈德融
蓬萊山光尊寺	眞宗本願寺派	基隆市壽町一ノ四	明治卅八年十一月六日	住職 高橋良誠
興國山久寶寺	曹洞宗	基隆市義重町三ノ一九〇	明治四十年月日不詳	住職 計良淨一
觀音山凌雲禪寺	臨濟宗	臺北州新莊郡五股庄觀音山字内岩二番地	大正九年四月十二日	住職 沈本圓
新竹禪寺	曹洞宗	新竹市南門町三三六ノ二	明治四十五年四月二十日	住職 佐久間尙孝
大師寺	眞言宗	臺中市新高町三番地ノ一	昭和三年十二月四日	住職 生方龍晃
本觀寺	眞宗大谷派	臺中市老松町四ノ七一	昭和十二年十一月五日	住職 藤澤宏澄
曹洞宗員林布教所	曹洞宗	臺中州員林郡員林街員林五〇六ノ二	大正十五年三月十八日	主任 岡部快道
淨土宗臺南布教所	淨土宗	臺南市臺町二ノ二一六	明治卅二年九月二十七日	主任 石橋藝空
光明寺	眞宗本願寺派	臺南市鹽埕一番地ノ一〇	昭和九年十二月二十日	主職 杉浦亮嚴
臺南禪寺	曹洞宗	臺南市鹽埕一番地ノ二八	昭和十年五月七日	住職 清水統傳
高野寺	眞言宗	臺南市鹽埕一番地ノ九	昭和十年十二月十七日	住職 大塚覺雲
臺南山妙經寺	日蓮宗	臺南市鹽埕一番地ノ七一	明治卅四年四月七日	住職 丸井智選
明照山法隆寺	淨土宗	嘉義市北門町五ノ三	昭和六年二月十日	住職 緒方正俊
南溟山寶船寺	眞宗本願寺派	高雄市壽町一〇	大正九年十二月三日	住職 岡本廣宣
萬壽山龍泉寺	臨濟宗	高雄市内惟五四三	大正十二年十二月廿六日	住職 東海宜誠

三、基督教

名稱	所屬教派	所在地	設立認可年月日	代表者職氏名
日本基督教團幸町教會	日本基督教團	臺北市幸町七	明治廿九年十一月廿七日	牧師 上與二郎
臺北日本聖公會	日本聖公會	臺北市大正町一ノ一八	明治三十年三月	牧師 大橋麟太郎
日本基督教團明石町教會	日本基督教團	臺北市明石町二ノ五	大正元年九月八日	牧師 塚原要
日本天主公教團蓬萊町教會	日本天主公教團	臺北市蓬萊町二九	明治二十年(創立)	宣教師 トマスデラホズ
大稻埕臺灣基督長老教會	長老教會	臺北市日新町三ノ二九	明治七年(創立)	牧師 張崑遠

艋舺臺灣基督長老教會	長老教會	臺北市若竹町三ノ一七	明治卅六年八月廿五日	牧師 吳永華
滬尾天主堂	日本天主公教團	臺北州淡水郡淡水街淡水字永吉二三、二四、二五	明治廿五年(創立)	傳道師 駱阿牛
淡水臺灣基督長老教會	長老教會	臺北州淡水郡淡水街淡水字龍目井二〇	明治三十年六月三十日	牧師 汪宗程
彰化臺灣基督長老教會	長老教會	彰化市彰化字西門一八八	明治卅六年十一月一日	牧師 王守勇
羅厝天主教天主堂	日本天主公教團	臺中州員林郡坡心庄羅厝字羅厝二一三	明治卅六年十月廿七日	傳道師 邱超然
臺南臺灣基督長老教會	長老教會	臺南市花園町一ノ九	明治卅九年六月廿六日	牧師 施鯤鵬
苓雅寮天主教堂	日本天主公教團	高雄市苓雅寮八	萬延元年(創立)	牧師 里協淺次郎

祠廟及神明會

(昭和十六年末現在)

種別＼州廳	臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	澎湖	計
寺廟	五二四	三六九	八〇九	一,〇七七	四五一	六	九	一五三	三,三九八
齋堂	三五	六四	五六	三七	三四	—	一	四	二三一
神明會	一,二四三	一,〇四四	一,〇五四	一,〇七九	一,四六八	一八	五七	三二四	六,二八六
總計	一,八〇二	一,四七七	一,九一九	二,一九三	一,九五三	二四	六七	四八一	九,九一五

(佛教) 寺院、住職、布教師及信徒地方別

(昭和十六年末現在)

州廳別	寺院	住職 內地人	住職 本島人	布教師 內地人	布教師 本島人	信徒 內地人	信徒 本島人	信徒 外國人	信徒 計
臺北州	二六	二〇	六	五〇 ○一	三〇 ○三	三四,五四〇	七,八〇〇	÷ 一二〇	四二,四六〇
新竹州	五	三	二	—	六 ○五	二,七〇〇	六,二七〇	—	八,九七〇
臺中州	一〇	九	一	五	三 ○一六	一〇,八〇四	六,〇八三	—	一六,九二三
臺南州	一二	一〇	一	七	一〇 ○二〇	八,四八五	五,四七三	÷ 二九	一三,九八六
高雄州	九	七	—	一六	二 ○二七	九,〇二四	二,三五〇	—	一一,五六四
臺東廳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港廳	二	二	—	—	—	一,〇〇〇	七八	四	一,〇八二
澎湖廳	二	二	—	—	— ○一	一,一七〇	五〇	—	一,二二〇
計	六五	五三	一〇	七八 ○一	五一 ○七二	六七,七四九	二八,三〇三	÷ 一五三	九六,二〇五
教派別									
天台宗	一	一	—	—	—	一四〇	—	—	一四〇
眞言宗	四	四	—	三 ○一	一	七,四八七	一,〇四〇	÷ 三	八,五四八
淨土宗	六	六	—	九	一 ○一	七,八九七	一,七六四	÷ 一〇九	九,七七〇
淨土宗西山派	一	一	—	一	二	一,五〇〇	一五〇	—	一,六五〇

臨濟宗	一五	九	五	一六	○二七 一六	七、九一三	九、三三四	—	一七、二四七
曹洞宗	一四	九	五	二	○六 二九	九、五七八	一〇、二四七 ÷	一	一九、八二六
眞宗本願寺派	一六	一五	—	一七	○七 八	二、二〇四	五、一八四 ÷	三	二六、四一〇
眞宗大谷派	五	五	—	一六	○七 一四	九、四八七	三六九	—	九、八五六
日蓮宗	三	三	—	五	○三	二、五四三	二一五	—	二、七五八
計	六五	三三	一〇	○一七八	○五一 七一	六七、七四九	二八、三〇三 ÷	一五三	九六、二〇五

○は住職布教師以外の僧侶、÷は朝鮮人

（神道）教務所、說教所、布教師及信徒地方別

州廳別	教務所	說教所	布教師	信徒 內地人	信徒 本島人	信徒 外國人	信徒 計
臺北州	一	三九	九七	一四、六七九	五、四七七	÷七五	二〇、二三一
新竹州	—	四	二	四八〇	四六一	—	九四一
臺中州	—	八	二	一、七六三	二二六	÷三	一、九九一
臺南州	—	二四	三八	五、一九〇	一一、八三一	—	一七、〇二一
高雄州	—	七	八	九二六	二七	÷一三	九六六
臺東廳	—	一	一	三三八	—	—	三三八
花蓮港廳	—	四	四	七六八	八	—	七七六
澎湖廳	—	—	—	—	—	—	—
計	一	八七	一七〇	二四、〇三三	一八、〇三〇	÷九一	四二、一四四

教派別	教務所	說教所	布教師	信徒 內地人	信徒 本島人	信徒 外國人	信徒 計
實行教	—	三	三	四一七	—	—	四一七
御嶽教	—	一	一	一五一	—	—	一五一
金光教	—	一〇	一五	五、八六六	二一六	—	六、〇八二
天理教	一	六六	一三六	一四、八九七	一三、二一八	÷九一	二八、一〇六
神習教	—	二	三	四七三	一六	—	四八九
扶桑教	—	一	一	九一〇	四、六二〇	—	五、五三〇
大社教	—	一	八	五三六	五〇	—	五八六
神理教	—	一	一	一五三	—	—	一五三
神道	—	二	二	六三〇	—	—	六三〇
計	一	八七	一七〇	二四、〇三三	一八、〇三〇	÷九一	四二、一四四

÷は朝鮮人

（佛教）教務所、說教所、布教師及信徒地方別

州廳別	教務所	說教所	布教師	信徒 內地人	信徒 本島人	信徒 外國人	信徒 計
臺北州	｜	三八	五一	九,〇三〇	五,九五六	一四 ÷八六	一五,〇八六
新竹州	｜	一四	一四	二,八二五	二,七五五	÷三〇	五,六二〇
臺中州	｜	二九	二七	七,四一〇	七,二四七	÷二	一四,六五九
臺南州	｜	二六	二八	一〇,九六八	一三,五六二	÷三	二三,五五三
高雄州	｜	一九	一七	五,一八五	四,八七三	二〇	一〇,〇八〇
臺東廳	｜	五	五	一,九四四	一四一	÷二	二,〇八五
花蓮港廳	｜	三	三	五,四九二	一,五八二	÷一〇	七,〇八四
澎湖廳	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
計	｜	一四三	一五四	四三,八五四	三五,一一六	三四 ÷一五三	七八,一五六

教派別	教務所	說教所	布教師	信徒 內地人	信徒 本島人	信徒 外國人	信徒 計
天台宗	｜	四	四	一,四三一	四五	｜	一,四七六
眞言宗	｜	一三	一八	四,三三四	二,〇九三	÷一五	六,四三三
淨土宗	｜	三	二〇	六,八〇二	四,七六八	÷三五	一一,六〇五
淨土宗西山派	｜	一	一	一五	七九	｜	九四
臨濟宗	｜	二	一五	七五七	九,五八五	一四	一〇,三五六
曹洞派	｜	三三	三三	六,三六三	九,四七六	÷五六	一五,八九五
眞宗本願寺派	｜	三〇	三三	一一,三七〇	五,三三〇	二〇 ÷三三	一六,七五三
眞宗大谷派	｜	三	三	八,六六四	三,一七四	÷三	一一,八五〇
眞宗木邊派	｜	一	三	二六一	｜	｜	二六一
日蓮宗	｜	八	八	一,六八〇	一三九	｜	一,八一九
法華宗	｜	八	八	一,〇八七	四七	÷二	一,一三六
華嚴宗	｜	一	一	一〇〇	三八〇	｜	四八〇
計	｜	一四三	一五四	四三,八五四	三五,一一六	三四 ÷一五三	七八,一五六

÷は朝鮮人

（基督教）教務所、說教所、布教師及信徒地方別

（昭和十六年末現在）

州廳別	教務所	說教所	布教師	信徒 內地人	信徒 本島人	信徒 外國人	信徒 計
臺北州	二	六三	八一	二,三八六	五,六五三	一〇六 ÷一	八,一四五
新竹州	｜	二五	二三	一,六三三	七八	｜	一,七一二
臺中州	｜	五〇	四九	三一一	一〇,四五七	｜	一〇,七七八
臺南州	一	七三	七一	八九五	三二,一二六	五	三三,〇二六

高雄州	—	三三	三八	一六六	一八,三五〇	—	一八,四一六
臺東廳	—	四	四	—	二六三	—	二六三
花蓮港廳	—	九	九	八一	一,七三八	—	一,八一九
澎湖廳	—	三	五	—	五一二	—	五一三
計	三	二五九	二八〇	五,四八二	六九,〇七六	÷一二一	七四,六七〇
教派別							
日本基督教團	一	三六	六三	二,五四一	二,九二二	÷五一	五,五一四
日本聖公會	—	四	六	八二〇	一九	—	八三九
長老教會	二	一八五	一六九	一,六六〇	五八,〇四三	一八	五九,七二一
日本天主公教團	—	三三	四一	四四五	八,〇四九	四三	八,五三六
第七日再臨團	—	一	一	一六	四四	—	六〇
計	三	二五九	二八〇	五,四八二	六九,〇七六	÷一二一	七四,六七〇

第四節 參考法規

一 神社

◎縣社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則（抄）　大正十二年府令第五十六號

縣社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則左ノ通相定ム

縣社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則

第一條 神社ハ本殿、拜殿、社務所、手水舍、鳥居ヲ備ヘ其ノ他祭典ニ必要ナル設備アルヲ要ス

第二條 神祇ヲ奉祀スルモノハ本令ニ依ルニ非サレハ神社ト稱スルコトヲ得ス

第六條 鎭座式ヲ了シタルトキハ知事又ハ廳長ハ一月內ニ別記樣式ニ依リ神社臺帳二通ヲ作製シ一通ヲ臺灣總督ニ進達スヘシ

第七條 神社ヲ創立セムトスルトキハ氏子又ハ崇敬者トナルヘキ者五十人以上連署ヲ以テ其ノ事由ヲ具シ左記事項ニ關スル調書ヲ添ヘ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

一 祭神及靈代
二 神社名
三 鎭座地ノ位置竝其ノ周圍ノ狀況
四 境內地坪數
五 社殿其ノ他境內地ニ於ケル工作物ノ圖面、配置圖及設計書
六 建造費及其ノ處辨方法
七 社殿ノ起工、竣工豫定日時

八 例祭日

九 維持方法

前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 神社ヲ移轉セムトスルトキハ神社ハ其ノ事由並左記事項ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

一 移轉先位置並其ノ周圍ノ狀況

二 境內地坪數

三 社殿其ノ他境內地ニ於ケル工作物ノ圖面、配置圖及設計書

四 移轉費及其ノ處辨方法

五 移轉ヲ終ルヘキ豫定日時

前項各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 社殿ノ新築、改築又ハ模樣替ヲ爲サムトスルトキハ神社ハ其ノ事由並左記事項ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

一 圖面及設計書

二 工事費及其ノ處辨方法

三 竣工豫定日時

◎神社建設要項ニ關スル件

昭和九年文社第五〇四號
文教局長通牒

近時神社建立ノ目論見各所ニ進行シツツアルヤニ聞及候處今後新ニ建立セントスルモノニハ大體別紙要項ノ標準ヲ最低ノ目標トシテ計畫セシメラレ度　尙本要項　枚別途及送付候條各郡役所、街庄役場、敎化委員其ノ他適當ナル向ヘ配布シ神社建立ノ機運ヲ促進セシムル樣取計相成度此段及通牒候也

追テ爾今蕃地以外ニ於テハ社ハ之ヲ新設セシメサルコトト致度候條御含置相成度

神社建設要項(抄)

一 要旨 全島樞要ノ地ニ神社ヲ建設シテ島民ガ敬神崇祖報本反始ノ誠ヲ致スノ聖場タラシメ、兼ネテ諸々ノ社會敎化ノ中心ト爲ス

一 布置 各街庄ニ神社ヲ創建スルコト

神社ハ一街庄一社トシ濫設セザルコト

一 設備 敷地 四、五千坪以上

建物 本殿 五坪程度

拜殿 二〇坪程度

右ノ外手水舍、社務所、鳥居等ヲ設備スルコト

本殿ノ建築ハ祭神ニ依リテ定マリタル樣式アル場合ノ外ハ神明造又ハ流レ造トシ內陣及外陣ニ分ツコト

本殿以外ノ建物ハ本殿ニ調和スル樣式ニ依ルコト

境內 境內ハ必ズ植林ヲ勵行シ所謂鎭守ノ森ノ情趣ヲ育成スルコト但シ造林規劃ハ多數ノ參拜者アル場合ヲ考慮シ適宜計畫スルヲ要ス

御造營急速ニ實現シ難キ場合ハ差當リ敷地ノミニテモ決定スルコト

一 御造營費見込

御造營費ハ地方ニヨリ事情ヲ異ニスルコト勿論ナルモ假ニ其ノ一例ノ概算ヲ見込メバ左ノ如シ

境內買收費(買收ノ要アルトキ) 六、〇〇〇圓

建築費 一二、〇〇〇圓

本殿 二、〇〇〇圓

拜殿	五、〇〇〇圓
手水舍	二〇〇圓
社務所	四、〇〇〇圓
鳥居	八〇〇圓
雜工事費	
計	一八、〇〇〇圓

御造營ニ付テハナルヘク青年團等ノ奉仕作業ヲ勸奬スルコト

◎神社創建ニ關スル件

昭和十年文社第六五四號ノ一
文教局長通牒

近年本島各地一般ニ我カ國古有ノ敬神思想著シク發展ノ機運ニ向ヒ神社創建許可ノ出願相踵グノ狀況ニ有之候處往々ニシテ其ノ計畫適當ナラザルモノアリテ再三照復ノ必要ヲ生シ爲ニ時日ヲ徒費スルノ結果トナリ事務上遺憾ト存セラレ候條今後ノ創建計畫ニ當リテハ左記各項留意セシメラレ度此段及通牒候也

記

一、境內地ノ選定ニ當リテハ本殿ヲナルヘク南面シテ建築シ得ル樣留意スルコト

二、本殿ハ別紙參考圖ヲ標準トシテ設計セシムルコト

本參考圖ハ小規模ノモノノ一例ニ過キサルモ二間社或ハ三間社ノ場合ニ於テモ木割、建地割ハ同一タルコト

三、中門、拜殿、手水舍等ハ本殿ト同樣式ニ統一スルコト

四、鳥居ハ神明造ニハ內宮鳥居ヲ、流レ造ニハ明神鳥居ヲ建設スルコト

五、神職宿舍ハナルヘク境內ニ隣接セル境外地ニ建設スルコト但シ已ムヲ得スシテ社務所ト接續シテ神職宿舍ヲ建設スル場合ニハ死者其ノ他觸穢ノ事故發生ノ場合ヲ豫想シ必ス裏道ヨリ神域外ニ通スル樣設計スルコト

六、一郡ノ總社タルヘキ神社ニハ少クトモ神宮皇學館普通科修了程度以上ノ學歷ヲ有シ相當經驗アル專任神職ヲ配置スル樣計畫スルコト

◎社遙拜所ニ關スル件（抄）

大正十二年
府令第五十七號

第一條 本令ニ於テ社ト稱スルハ神社ニ非スシテ公衆ニ參拜セシムル爲メ神祇ヲ奉祀スルモノヲ謂フ

第二條 社ヲ創立セムトスルトキハ崇敬者トナルヘキ者二十人以上連署ヲ以テ其ノ事由竝左記各號ノ事項ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

一 祭神、靈代及社號

二 建設位置

三 建物、敷地及圖面、坪數竝周圍ノ狀況

四 建設費及其ノ處辨方法

五 起工、竣工豫定日時

六 維持方法

前項各號ノ事項中祭神、靈代、社號及建物中ノ社殿ヲ變更セントスルトキハ臺灣總督、其ノ他ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 社ヲ移轉、廢止又ハ合併セントスルトキハ社ハ其ノ事由竝左記事項ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

一 移轉ノ場合ニ在リテハ移轉ノ位置及周圍ノ狀況、所要經費及其ノ支辨方法、起工及竣工豫定期日

二 廢止又ハ合併ノ場合ニ在リテハ靈代ノ處置及建物、敷地其ノ他所屬財產ノ處分方法

第五條 第二條第一項又ハ第三條ノ許可ヲ受ケタル者一年內ニ建設、移轉、廢止又ハ合併ヲ爲サザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

建物亡失ノ日ヨリ二年内ニ再建セサルモノハ之ヲ廢止シタルモノト看做ス

第六條　社ハ崇敬者ノ協議ヲ以テ總代二名又ハ三名ヲ定メ其ノ原籍、住所、氏名ヲ具シ知事又ハ廳長ニ屆出スヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第九條　總代ハ社ノ祭祀ヲ依託スヘキ神職ヲ定メ其ノ奉仕神社名及職、氏名ヲ具シ知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クヘシ

第十條　建造物アル遙拜所ニ付テハ本令ヲ準用ス但シ一時限ノ遙拜所ハ此ノ限ニ在ラス

遙拜所ノ名稱ハ其ノ地方名ヲ冠スヘシ

附

昭和十三年度各州廳社寺主任會議ニ於ケル文敎局提出事項拔萃

一、社ノ整理ニ關スル件

市街庄ヲ置ク地域内ノ社ニ對シテハ左記方針ニ依リ取扱ハレ度

イ、社ノ創立ハ之ヲ認メザルコト

ロ、社ノ所在地ニ神社ノ創立ヲ見タルトキハ社ハ之ヲ廢止スルコト

ハ、街庄ヲ氏子區域トスル神社創立セラレタルトキハ其ノ街庄内ノ社ハ之ヲ廢止スルカ又ハ神社ノ攝社若ハ末社トスルコト

二、攝末社ニ關スル件

昭和十三年三月八日府令第二十一號ヲ以テ攝末社ニ關スル規程制定セラレ、同月十五日文社第七十號ノ一ヲ以テ文敎局長ヨリ通牒相成リタル處今尚郡市街庄等ノ規定ノ趣旨充分徹底シ居ラザルヤニ見受ケラルルニ付、左記事項心得ノ上之ガ徹底ニ努メラレ度

イ、攝末社ハ本社タル神社ニ於テ創立ノ手續ヲナスヘキモノトス

ロ、攝末社ノ經營、維持、奉仕等ハ凡テ本社タル神社神職ノ責務ナリ

ハ、本島現下ノ實狀ヨリミルトキハ攝社末社ニハ少クトモ本社ヨリ出仕ヲ派遣常駐セシムルノ必要アリ、故ニ攝末社ノ創立ニ當リテハ之ニ對スル用意アルヲ要ス

ニ、攝末社ハ部落毎ニ創立スルヲ本旨トス但シ未ダ街庄鎭守ノ神社ノ創立ヲ見ルニ至ラザル地方ニアリテハ當分ノ內、郡ノ總社ノ攝末社トシテ街庄毎ニ之ヲ創立スルヲ妨ケズ

ホ、攝末社ノ設備ニ付テハ別段ノ規程ナシト雖、本殿、手水舍、鳥居及宿舍ハ必ズ具備セシムルヲ要ス

【附】攝社末社に就いて

第一　攝末社

（一）　攝社は元來其の字義よりいふ時は、本社に於て管攝する所の神社といふことにて本社と祭神の系統上の關係如何を問はず單に其の社の貫籍を本社に屬して其の攝管を受くる所の神社をいふ。

（二）　末社は本家に對する末家といふが如く、本社の祭神と本末の關係を有する祭神を祀つたもので本社祭神の苗裔の神を其の祖神社たる本社に附祭せる所の神社をいふ。

（三）　攝社及末社の本來の意義は上述のやうであるが後には末社の意味頗る廣義となり恰も攝社といふに同じく、本社の管下に屬する神社は其の祭神の系統上の關係如何を問はず、又同一境内に在る神社をも總べて之を末社と稱するやうになり攝末社の意義は兩者全く相混合するに至れるを見る。

（四）　要するに攝社及末社は一の神社に隷屬し制度上獨立の存在を認められざる神社にして攝末社に對し之を統括する神社を本社といふ、攝末社は獨立の人格を有して居ない、其の社殿其の他の財産は本社が管攝し、其の經濟は本社の經濟に包括せられ、其の祭祀は本社の神官、神職に依つて執行される。

第二　本島に於ける攝末社

本島に於ける攝末社はやゝこれと趣を異にする、以下その大要と取扱に就いて簡單に述べることゝする。

（一）攝末社の制度を設けたる理由

一　神社の設立には一定の規模を必要とし本殿、拜殿、手水舍、鳥居、社務所等を完備するを要し又神明に奉仕する專任職員たる神職を置かなければならぬ、從つて相當多額の經費を必要とする（此の神社は市郡を單位として殆んど建立を見たり）。然し街庄若くは其れ以下の地域に於ては現在地方の財政上今直ちに之れを設くることの出來ないものが少くない、又物資の入手も困難である。

二　斯くては敬神思想の涵養と皇民錬成の達成上遺憾なるを以て比較的少額の經費を以て先づ土地（約四千坪）を購入し次に本殿、手水舍、鳥居を設け既に設けられた神社（本社）の神職が此の管理及祭祀の任に當り經費は其の本社の特別會計に組み以て神域の尊嚴を保ち且つ地方民崇敬の對象として遺憾なからしめんことを期して本制度を設けたる次第である。

三　而も將來は中門、拜殿、社務所等を整備し獨立の神社（無格社又は村社）に列格し得るの豫想の下に該計畫は進めらるべきものとす。

（二）本島に於ける攝末社の區別

本島に於ける攝末社の區別は

攝社―祭神が本社の祭神と異る

末社―祭神が本社の祭神と同一

然して本島に於ける攝末社は未だ神社の創立を見ざる街庄に之れを創立するを本旨とする。

（三）攝末社の創立手續

攝末社の創立、再興、移轉、廢止若くは合併を爲さんとする場合は本社たる神社に於て臺灣總督の許可を受くることになつてゐる。（大正十二年府令第五十六號）

この創立手續を州知事廳長が受理したる場合は其の事由並に左の七事項に關する調書を具して總督に進達することになつてゐる。（昭和十三年文社第七〇號ノ一文教局長通牒）

一　祭神靈代

二　社名

三　位置及周圍の狀況

四　境內地坪數

五　社殿其の他工作物の圖面、配置圖及設計書

六　造營費及其の處辨方法

七　維持方法

解説

一　祭神靈代

祭神に就いては土地の狀況或は崇敬者の自由意志に任かすべきであるが之れが記載順序等については留意せねばならぬ。

祭神記載順序の一例

豐受大神　一座

大國魂命
大己貴命　｝一座
少彦名命

能久親王　一座

靈代は大正十三年總務長官依命通牒にあるやうに可成神鏡を以て之に充つること。

二　社名

〇〇神社攝社△△神社
〇〇神社末社△△神社　｝と記載すること

三　位置及周圍の狀況

位置は部落又は人家より遠からず近からずといふ清淨なる地域を選ぶべきで特に老幼婦女子の參拜に便利な場所を聖域とするは勿論特に本殿背後には森嚴なる神社林を造り參拜者の遊歩を禁ずるは勿論猥りに家畜の侵入出來ざるやう留意すること。

四　境內地域坪數

最小限度四千坪を必要とする。

五　社殿其の他の工作物の圖面、配置圖及設計書社殿其の他の工作物の設計に當つては將來整備を俟つて神社に列格すべきことを豫想し本殿は少くとも二坪程度となすこと、手水舍、鳥居はこれに應じたものを具備すべきこと。

神社の造營には特殊の技術を要するに付可成神社建築に經驗を有するものに作成せしめる必要がある、從來一般の技術者の設計にては往々不備の點があつて監査の上に可成照復の繁を來した事例がある。

六　造營費及其の處辨法

可成詳細記載すること

七　維持方法

一箇年の祭典費　六〇〇圓程度
初度調辨費　三〇〇圓程度
奉仕者其の他雇傭人に要する經費　若干

以上を考慮の上經常費の出所その方法等可成詳細記載の上收支豫算書を添附すること。

（四）　攝末社の祭祀

攝末社の祭祀は崇敬者及本社たる神社神職に於て執行することに規定されてゐる、苟も神社祭祀を嚴修し肇國精神の普及徹底を期するためには本社より出仕を派遣常駐せしめ鄭重に祭典を執行すべきである。併し止むを得ない事情により常駐し得ない場合は少くとも中祭式以上は本社より神職又は出仕を派遣し祭典の鄭重を期し、平常奉仕は最寄學校職員或は街庄吏員に委託するも差支ない。

（五）　攝末社の維持經營

攝末社の維持經營は凡て崇敬者及本社たる神社神職の責務にして之れが經理に當りては特別會計とし大正十五年訓令第六十二號縣社以下神社會計規程別記第一號樣式に依り收支豫算決算書を作製其の經理を明確にし以て將來の維持經營の基礎を確立し益々神祇精神の昂揚に務むべきである。

（六）　境內地の整備

產土神の神鎭り坐す聖域を整備森嚴化し神威を益々赫々たらしむることは皇民鍊成、神祇精神發揚上契緊のことである。

されば境内地の造林、雨水路の設置、地面の保善に務むる一方近接地の淨化にも專ら意を用ふべきである。例へば隣接地の豚舍、堆肥等より發する臭氣、觸穢感等最も避くべきことにして部落或は人家より遠からず近からずといふ地域を選び最も清淨にし以て聖域となすべきである。

（七）　攝末社の企畫とこれに要する經費

攝末社の企畫とこれに要する經費概算を左に揭げて參考に資することゝする。

種別	企畫	建設費概要
本殿	二坪程度	五、〇〇〇圓
手水舍	柱ノ間七尺程度	二、〇〇〇圓
鳥居		一、〇〇〇圓
附帶工事		二、〇〇〇圓
境内地坪數	四千坪程度	

攝末社ニ關スル諸規則及通牒

縣社以下ノ神社創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則（大正十二年六月府令第五十六號）

第十條ノ二　攝社又ハ末社ノ創立、再興、移轉、廢止若ハ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ本社タル神社ニ於テ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

攝社又ハ末社ノ創立、再興、移轉、廢止若ハ合併ニ關スル件（昭和十三年三月十六日文社第七〇號ノ一 各州知事廳長宛文教局長通牒）

昭和十三年三月八日府令第二十一號ニ依リ大正十二年府令第五十六號縣社以下神社ノ創立、移轉、廢止、合併等ニ關スル規則改正相成候處爾今標記ノ願書進達ノ際ハ別記各項ニ依リ處理相成度

右通牒ス

記

（一）攝社又ハ末社ノ創立或ハ再興ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由竝左記事項ニ關スル調書ヲ具シ進達スルコト

一　祭神　靈代

二　社名

三　位置及周圍ノ狀況

四　境内地坪數

五　社殿其ノ他ノ工作物ノ圖面、配置圖及設計書

六　造營費及其ノ處辨方法

七　維持方法

（二）攝社又ハ末社移轉ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由竝左記事項ニ關スル調書ヲ具シ進達スルコト

一　移轉先位置及周圍ノ狀況

二　境内地坪數

三　社殿其ノ他ノ工作物ノ圖面、配置圖及設計書

四　移轉費及其ノ處辨方法

（三）攝社又ハ末社ノ廢止或ハ合併ノ願書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由竝左記事項ニ關スル調書ヲ具シ進達スルコト

一　靈代ノ處置

二　社殿其ノ他ノ工作物ノ處置

攝社又ハ末社ニ關スル件（昭和十五年七月二日文教局長通牒）

一、攝社又ハ末社ハ神社ノ創立ヲ見ザル街庄ニ之ヲ創立スルコト
二、攝社又ハ末社ヲ創立スル手續ハ本社タル神社ニ於テナスコト
三、攝社又ハ末社ハ本殿(二坪程度)、敷地(四千坪程度)、手水舍、鳥居ハ必ズ設備シ社務所ニ充ツル建物ハ可成具備スルコト
四、攝社又ハ末社ノ經營維持ハ凡テ崇敬者及本社タル神社神職ノ責務タルコト
五、攝社又ハ末社ノ祭祀ハ崇敬者及本社タル神社神職ニ於テ行フコト
六、本島現下ノ實狀ニ徵シ攝社又ハ末社ニハ少クトモ本社ヨリ出仕ヲ派遣シ祭祀ノ鄭重ヲ期スルコト

官國幣社會計規程（昭和十七年十二月訓令第百七十二號）

第一條 官國幣社ノ會計ハ本令ニ依ル

第二條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

一會計年度所屬ノ出納ハ翌年度四月三十日迄ニ完了スベシ

第三條 收入及支出ハ會計主任ニ於テ宮司ノ決裁ヲ經宮司ノ職名ヲ以テ執行スルモノトス

第四條 一切ノ收入及支出ハ之ヲ豫算ニ編入スベシ

毎年度ノ收支豫算ハ別記第一號樣式ニ依リ豫算書ヲ調製シ前年度二月末日迄ニ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ

豫算ノ追加又ハ更正ヲ要スルトキハ其ノ都度認可ヲ受クベシ

第五條 豫算各項ノ金額ハ臺灣總督ノ認可ヲ得テ之ヲ流用スルコトヲ得

第六條 宮司ハ收入ヲ以テ直ニ支出ニ充ツルコトヲ得ズ

第七條 用途ヲ指定シタル寄附金ハ其ノ用途以外ニ使用スルコトヲ得ズ

第八條 支拂ハ正當ナル債主又ハ其ノ代理人ノ受取證書アルモノニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

第九條 過誤拂ト爲リタル金額ハ其ノ年度內ニ限リ當該經費ノ定額ニ戾入レ年度經過ノ後ニ基金ニ編入スベシ

第十條 毎年度ノ收支決算ハ別記第一號樣式ニ準ジ之ヲ調製シ別記第二號樣式ノ基金明細書及別記第三號樣式ノ資金明細書ヲ添附シ年度經過後二月以內ニ臺灣總督ニ報告スベシ

第十一條 歲計剩餘金ハ之ヲ基金ニ編入スベシ但シ特ニ必要アル場合ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第十二條 神社ハ毎年度收入豫算額ノ百分ノ三ヲ下ラザル金額ヲ基金トシテ積立ツベシ

基金ハ確實ナル有價證券ヲ以テ之ヲ保有シ又ハ郵便官署若ハ確實ナル銀行ニ預入スベシ但シ有價證券ノ買入ハ多種ニ亙ルベカラズ

第十三條 基金ヨリ生ズル收入ハ之ヲ基金ニ組入ルベシ但シ必要アル場合ハ經費ニ充ツルコトヲ得

第十四條 基金ハ已ムヲ得ザル事情アル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

基金ヲ使用セントスルトキハ其ノ事由、使用額及補塡ノ方法ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 社債ヲ起サントスルトキハ其ノ事由、金額及償還ノ方法ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 會計主任ハ禰宜又ハ主典ノ中ヨリ宮司之ヲ定メ臺灣總督ニ報告スベシ會計主任疾病其ノ他事故ノ爲職務ヲ行フコト能ハザルトキハ宮司ニ於テ他ノ禰宜又ハ主典ノ中ヨリ其ノ代理者ヲ定メ直ニ臺灣總督ニ報告スベシ

第十七條 會計主任及其ノ代理者ハ現金又ハ有價證券ノ保管ニ對シ責任ヲ負フモノトス

第十八條 臺灣總督ニ於テ會計主任及其ノ代理者ノ過失又ハ怠慢ニ因リテ損失ヲ生ジタリト認ムルトキハ之ヲ辨償セシムルコトアルベシ

第十九條 現金ヲ受入レタルトキハ金櫃ニ收メ鎖鑰ヲ施シ其ノ鍵ハ會計主任保管スベシ

第二十條 賽錢箱ハ鎖鑰ヲ設ケ宮司又ハ其ノ指定セル神職ノ立會ノ下ニ會計主任ヲシテ開封セシムベシ

第二十一條 撤下ノ神饌又ハ供物ハ慣例ニ依リ神職及雇員ニ頒賜スルコトヲ得

第二十二條 臺灣總督ハ隨時官吏ヲ派遣シテ神社ノ會計ヲ檢査セシム

第二十三條 本令施行ニ關スル細則ハ宮司之ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クベシ其ノ變更ヲ要スルトキ亦同ジ

附則

大正十二年訓令第二十五號(官幣大社臺灣神社會計規程)ハ之ヲ廢止ス

縣社以下神社會計規程(抄)（大正十五年七月訓令第六十二號）

(改正　昭和十六年五月二十二日訓令第六十四號)

第五條　一切ノ收入、支出ハ之ヲ豫算ニ編入ス

毎年度ノ收支豫算ハ別記第一號樣式ニ依リ豫算書二通ヲ調製シ前年度二月末日迄ニ知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

豫算ノ追加、更正ヲ要スルトキハ其ノ都度認可ヲ受クベシ

攝社又ハ末社ノ會計ハ特別會計ト爲スコトヲ得

第二項及第三項ノ規定ハ之ヲ特別會計ニ準用ス

第六條　豫算各項ノ金額ハ知事又ハ廳長ノ認可ヲ得テ之ヲ流用スルコトヲ得

前項ノ規定ハ特別會計ニ準用ス

第七條　毎年度收支決算ハ別記第一號樣式ニ準シ決算書二通ヲ調製シ翌年度五月三十一日迄ニ知事又ハ廳長ニ報告スベシ

前項ノ決算書ニハ別記第二號樣式、第三號樣式ニ依ル基金明細書及資金明細書各二通ヲ添附スベシ

第一項及第二項ノ規定ハ之ヲ特別會計ニ準用ス

流造正面圖

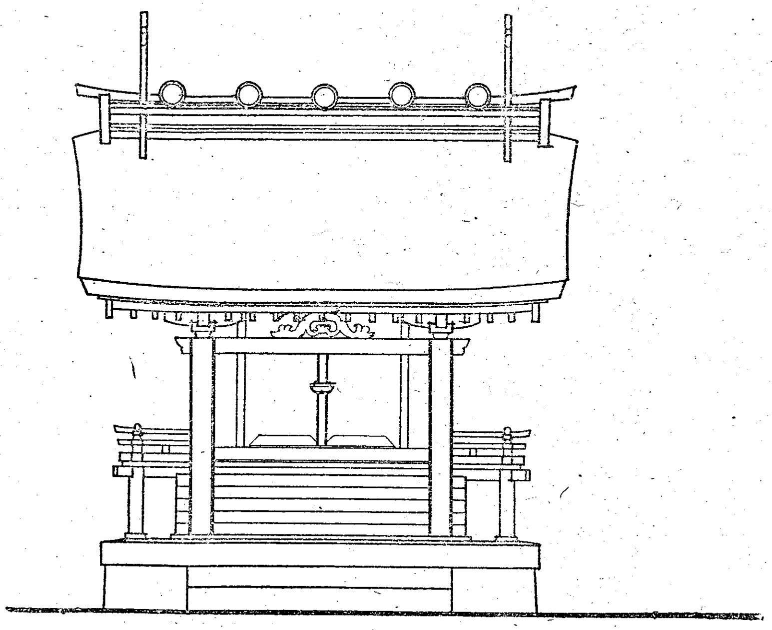

流造側面圖

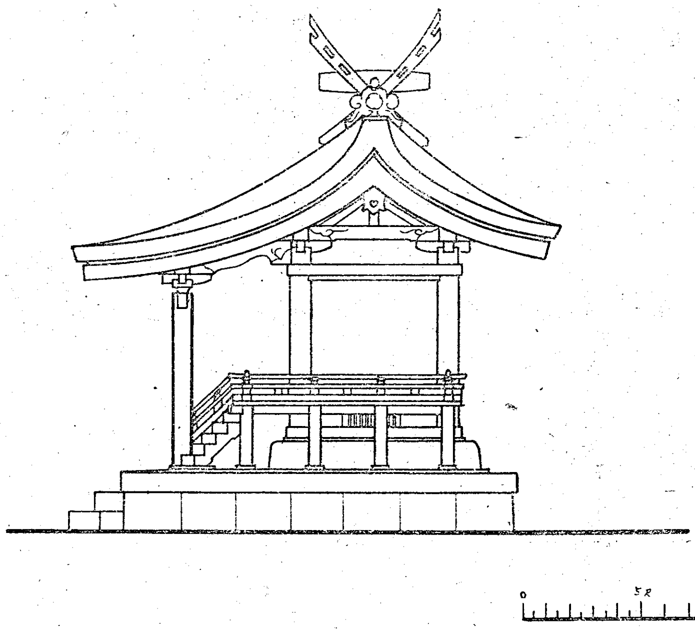

向切妻造正面圖

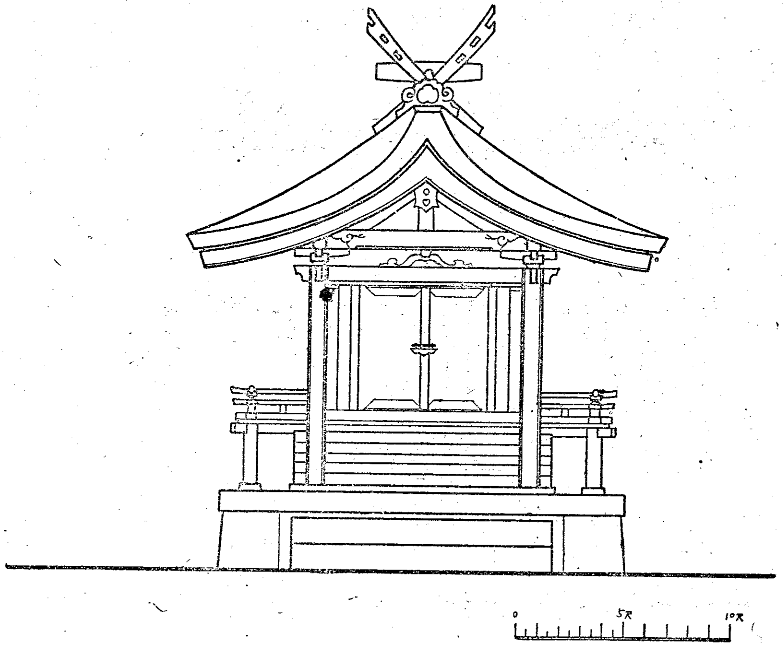

向切妻造側面圖

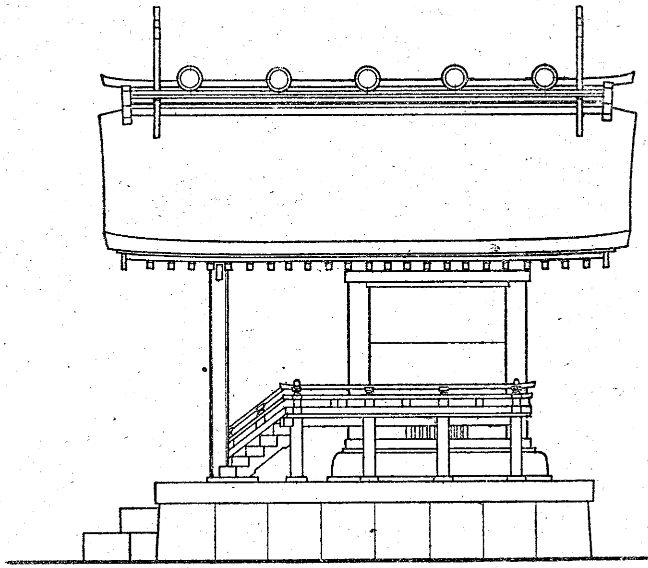

二　宗教

○寺院敎務所說敎所建立廢合規則（明治三十二年六月十六日府令第四十七號 改正大正十一年第百四十五號・昭和六年第六號）

注意　大正十二年六月府令第五十六號ヲ以テ本則中神社ニ關スル規定廢止

寺院敎務所說敎所建立廢合規則左ノ通リ相定ム

寺院敎務所說敎所建立廢合規則

第一條　寺院敎務所敎會所法務所講社事務所ノ類說敎所說敎ノミニ使用スルモノノ建立移轉改稱廢合ハ此規則ニ依ルヘシ

第二條

第三條　寺院ハ本殿庫裏ヲ有シ其他法要ニ必要ナル設備アルヲ要ス

第四條　寺院ヲ建立セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

一

二　寺院ハ寺院號及宗旨

三　建立スヘキ地名

四　建物竝境内ノ坪數及圖面

五　境内官地民地ノ區別

六　維持ノ方法

七　末寺ニ係ルトキハ本寺ノ承認ヲ得タルコト

八　在來ノ廟宇等ヲ寺ニ充ントスルトキハ其廟宇等ノ建物竝境内ノ坪數附屬財産ノ數額及賣買貸借等ノ關係

第五條　前條ノ許可ヲ得テ寺ヲ建立シ（遷座又ハ）入佛ノ式ヲ了シタルトキハ左ノ諸件ヲ具シ五日内ニ管轄地方廳ニ屆出ツヘシ

一　(遷座又ハ)入佛ヲ了シタル年月日

二　財産目錄

三　檀家若ハ信徒ノ數

四　住職ノ本籍地、現住所、族稱、氏名、年齢及宗教上ノ資格

第六條　前條第二號第四號ニ掲ケタル事項ニ異動アリタルトキハ其旨五日內ニ管轄地方廳ニ屆出ツヘシ

第七條　寺ヲ移轉セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

一　寺號及所在地名

二　移轉スヘキ地名

三　移轉地ニ造營スヘキ寺ノ建物竝境內ノ坪數及圖面

四　境內官地民地ノ區別

五　第四條第七號第八號ニ掲ケタル事項

六　移轉ヲ要スル理由

第八條　前條ノ許可ヲ得テ寺ヲ移轉シタルトキハ其(遷座又ハ)入佛シタル年月日ヲ五日內ニ管轄地方廳ニ屆出ツヘシ

第九條　寺號ヲ改稱セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

一　寺號及所在地名

二　改稱スヘキ寺號

三　改稱ヲ要スル理由

第十條　寺ヲ廢合セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ請フヘシ

一　寺號及所在地名

二　建立許可ノ年月日

三　末寺ニ係ルトキハ其本寺ノ承認ヲ得タルコト

四　建物竝境內地其他所屬財産ノ處分方法

五　廢合ヲ要スル理由

第十一條　教務所又ハ說教所ヲ建立セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ管轄地方廳ノ認可ヲ請フヘシ

一　教務所又ハ說教所ノ名稱及建立スヘキ地名

二　教派ノ名稱

三　在來ノ廟宇等ヲ教務所又ハ說教所ニ充ントスルトキハ其廟宇等ノ建物竝境內ノ坪數所屬財産ノ數額及賣買貸借等ノ關係

四　教務又ハ說教ニ從事スヘキ者ノ本籍地、現住所、族稱、氏名、年齢及宗教上ノ資格

第十二條　前條第四號ニ掲ケタル事項ニ異動アリタルトキハ其旨五日內ニ管轄地方廳ニ屆出ツヘシ

第十三條　教務所又ハ說教所ヲ移轉セントスルトキハ左ノ諸件ヲ具シ管轄地方廳ノ認可ヲ請フヘシ

一　教務所又ハ說教所ノ名稱及所在地名

二　移轉スヘキ地名

三　第十一條第三號ニ掲ケタル事項

四　移轉ヲ要スル理由

第十四條　教務所又ハ說教所ノ名稱ヲ改メタルトキハ左ノ諸件ヲ具シ管轄地方廳ニ屆出ツヘシ

一　教務所又ハ說教所ノ新舊名稱及所在地名

二　改稱シタル年月日

三　改稱シタル理由

第十五條　教務所又ハ說教所ヲ廢シタルトキハ左ノ諸件ヲ具シ五日內ニ管轄地方廳ニ屆出ツヘシ

一　教務所又ハ說教所ノ名稱及所在地名

二　建立認可ノ年月日及廢シタル年月日

三　廢シタル理由

第十六條　第四條乃至第十條ニ依リ屆出スヘキ願屆書ニハ（信徒又ハ信徒トナルヘキ者ノ總代二名以上）寺院ニ付テハ住職又ハ住職トナルヘキ者及檀家信徒又ハ檀家信徒トナルヘキ者ノ總代二名以上連署スヘシ

第十七條　本令施行ニ關スル細則ハ知事又ハ廳長之ヲ定ム

附則

第十八條　從來ノ建立ニ係ルモノハ此規則施行ノ日ヨリ六十日內ニ第四條第十一條ノ手續ヲナスヘシ

第十九條　本島ノ舊慣ニ依リ建立シタル在來ノ寺廟齋堂等ニハ此規則ヲ適用セス

○舊慣ニ依ル社寺廟宇等建立廢合手續（明治三十二年七月十一日府令第五十九號　改正　大正十一年第百三十七號）

本島ノ舊慣ニ依リ寺廟齋堂等ヲ建立シ又ハ神明會祖公會等ヲ設立セムトスルトキハ管轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ廢止合併又ハ名稱變更若ハ寺廟齋堂等ヲ移轉セムトスル場合又同シ

本令施行ニ關シ細則ヲ必要トスルトキハ地方長官之ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

○神社寺院又ハ本島ノ舊慣ニ依ル寺廟等ノ所屬財產處分方ニ關スル件（明治三十八年十一月府令第八十四號）

改正　明治三十九年府令第十二號

神社（臺灣神社ヲ除ク）寺院又ハ本島ノ舊慣ニ依ル寺廟等ノ所屬財產ヲ賣渡、讓與、交換又ハ其他ノ處分ヲ爲シ或ハ之ヲ擔保ノ目的ニ供セントスルトキハ之ヲ必要トスル理由及其ノ年ノ收支豫算竝前年ノ收支決算ヲ記載シ氏子、檀家又ハ信徒總代二名以上連署ノ上神職、住職又ハ管理人ヨリ願出テ臺灣總督ノ許可ヲ受クヘシ

明治三十一年八月臺南縣令第十九號ハ之ヲ廢止ス

○本島舊慣ニ依ル寺廟等ニハ齋堂及神明會ヲ含ムノ件（府議決定　明治三十九年十月民總第六二八八號）

明治三十八年十一月府令第八十四號中本島舊慣ニ依ル寺廟等ノ內ニハ齋堂及神明會ノ類ヲ含ムコト

第五節　諸統計表

一、神宮大麻頒布狀況調

（自昭和十七年度）

州廳別＼年度別	昭和十六年末現住戸數	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度
臺北州	二三七、六四一	一七、三七九	四〇、一四六	五五、七七七	一一三、五八五	一三三、一九七	一三〇、一七七	一三三、三〇七	一三六、五七三	一四六、七七九
新竹州	一二九、七二五	四、五六一	一四、五四〇	一八、〇三八	九九、三七五	一〇三、四五〇	一〇四、四六三	一〇四、六三八	一〇八、四二四	一一三、四四六
臺中州	二二一、四四一	八、八六五	九、一五三	七七、八四八	一一九、三七〇	一二九、五七三	一三一、五〇〇	一四一、三七三	一四九、八一六	一六三、〇八七
臺南州	二五八、四八二	八、七七四	二一、二五四	四九、四九八	一一九、二一七	一四五、三〇四	一六一、二五六	一七七、一〇一	一九二、九九五	二〇六、五七九
高雄州	一六八、七六五	八、四九五	一七、三五四	二五、四九七	九二、〇四二	九五、四五八	九八、一九二	一〇五、二三三	一一二、一二六	一一八、七三三
臺東廳	一六、五三〇	九一三	一、一八二	一、〇三〇	二、八五八	四、九六八	五、三六〇	五、三〇〇	一一、三〇〇	一三、四五〇
花蓮港廳	三〇、八五七	四、五七九	六、〇七七	七、二〇三	一七、四〇五	一七、二〇三	一七、四九〇	一九、〇〇〇	二一、三九〇	二一、八〇〇
澎湖廳	一三、〇五七	一八〇	五四八	六七〇	五、七一三	七、二六五	七、六五〇	六、三三二	六、七五四	七、三九九
計	一、〇七五、四九八	五三、七四六	一一〇、二五三	二三五、五六一	五六九、五六五	六三五、四一六	六五六、〇八八	六九二、二八三	七三九、三七八	七九一、二七三

二、神社參拜者數調査

（自昭和十六年一月一日
至昭和十六年十二月末日）

州廳別＼種別	內地人	本島人	高砂族	外國人	計	團體參拜團數
臺北州	一、四一二、〇〇五	一、三六八、九七三	三、六一二	一、八九三	二、七八六、四八三	八、三五六
新竹州	一八四、八九八	七二七、一五〇	五、八三三	六四七	九一八、五三八	二、二〇一
臺中州	八二一、八三七	二、一六七、三四〇	六、二五〇	二、五四九	二、九九七、九七六	八、八一九
臺南州	一、一一五、三九七	二、二八三、八八二	一〇〇	三、七六二	三、四〇三、一四一	一四、二九五
高雄州	六六七、三八八	八七六、一八五	五、〇四七	二、二〇三	一、五五〇、八二三	一、九七一
臺東廳	五一、六八八	五四、八七七	九、九八七	一二二	一一六、六七四	三二二
花蓮港廳	一四六、七六九	五六、二七七	九、一〇九	一、五八二	二一三、七三七	六〇六
澎湖廳	八〇、一二三	五七、六八五	—	—	一三九、八〇八	一九〇
計	四、四八〇、一〇五	七、五九二、三六九	三九、九三八	一三、七五八	一二、一二五、一七〇	三六、七五〇

三、神棚奉安戸數調査

（昭和十六年十二月末日現在）

州廳別＼種別	現在戸數	神棚奉安戸數 內地人	本島人	高砂族	其他	計
臺北州	二三八、七八〇	三三、八〇五	一四一、四七一	二九六	二、〇九一	一七七、六六三
新竹州	一二九、三八一	五、一九八	一〇七、五一七	六九九	二九二	一一三、七〇六
臺中州	二〇八、六五〇	九、九四〇	一四九、三〇二	一、二四〇	七三四	一六一、二一六
臺南州	二四八、四八三	一三、四九九	一九六、一九〇	一	一、二〇三	二一〇、八九三
高雄州	一五九、一三三	一五、三八四	一〇四、七五三	二五	四六三	一二〇、六二五
臺東廳	一四、一一〇	一、七七一	六、九五五	四、二五三	一八七	一三、一六五

州廳別						
花蓮港廳	二六、三九五	四、四六二	一三、二二一	三、九六八	二九八	二一、九五八
澎湖廳	一一、七三三	一、〇九一	八、四四〇	—	五三	九、五八三
計	一〇一六、五六四	八五、一四九	七二七、八五九	一〇、四八一	五、三三〇	八二八、八〇九

備考　其他ハ官廳、學校奉安數ナリ

四、神社ヲ中心トスル敬神教化事業調査

（自昭和十六年一月一日至昭和十六年十二月末日現在）

州廳別＼種別	講習會回數	講演會回數	朝參會回數	修養會回數	勤勞奉仕回數	座談會回數	其他	計
臺北州	三九	一四〇	二二一	四一六	三五	—	一三六	九九七
新竹州	三二	五七	七〇	一〇	—	—	一	一七〇
臺中州	三一	一七四	一、六三三	三	—	八	三一	一、八七〇
臺南州	三一	七七	五六六	八五	—	—	三六	七九五
高雄州	六二	二五	八一五	二二	—	—	九	九三三
臺東廳	一	一	二一	七	—	—	—	二
花蓮港廳	七	一四	四三一	四八	—	—	二	五二一
澎湖廳	—	一七	二〇	—	三〇	—	五一	一一八
計	二〇三	五〇五	三、七七七	五九〇	六五	八	二六六	五、四一四

五、正式參拜神前結婚調査

（自昭和十六年一月一日至昭和十六年十二月末日現在）

州廳別＼種別	神前結婚組數 內地人	神前結婚組數 本島人	神前結婚組數 高砂族	神前結婚組數 其他	神前結婚組數 計	正式參拜者數 內地人	正式參拜者數 本島人	正式參拜者數 高砂族	正式參拜者數 其他	正式參拜者數 計
臺北州	七四一	一一八	—	一	八六〇	六八、七八三	五七、〇八八	二、一四六	一九	一二八、〇三六
新竹州	七八	七六	—	二	一五六	六、七九八	四三、五三三	九〇三	二九六	五一、五三〇
臺中州	一九〇	五六	—	—	二四六	七〇三	七〇六	—	五三	一、四六〇
臺南州	二五六	一三九	—	一	三九六	三、九〇一	八、八〇五	八	七〇	一二、七八四
高雄州	二〇五	一四三	—	—	三四八	三、九二一	二、三二五	二	—	六、二四八
臺東廳	二四	三	一	—	二八	七三	二〇	三	—	一〇五
花蓮港廳	五五	一〇	六	—	七三	一二七	三四	三	—	一八三
澎湖廳	七	五	—	一	一三	三	—	—	—	三
計	一、五五六	五四九	八	五	二、一一八	八四、三二七	一一三、四〇一	三、〇九三	四三七	二〇〇、三五八

六、神社ノ祈願、奉告祭調査

（自昭和十六年一月一日至昭和十六年十二月末日現在）

州廳別＼種別	祈願祭回數 戰捷祈願	祈願祭回數 武運長久祈願	祈願祭回數 病氣平癒	祈願祭回數 家內安全祈願	祈願祭回數 其他	祈願祭回數 計	奉告祭回數 戰捷宣戰	奉告祭回數 入營應召歸還	奉告祭回數 初詣	奉告祭回數 落成	奉告祭回數 其他	奉告祭回數 計
臺北州	一二二	三六九	七	五三	二八九	八四〇	二六	八八	二二三	—	一、三六二	一、六九九
新竹州	—	一五九	—	—	七六	二三五	八	三〇	—	—	八五	一二三
臺中州	二一二	一二四	—	—	二〇三	五三九	一〇	一二一	—	—	六九〇	八二一

臺南州	—	三六六	三五	—	六〇七	一,〇二八	一三	九五	—	—	七六三	八七一
高雄州	—	一三	—	—	一五三	二六四	一〇	三〇	—	—	二九〇	三三〇
臺東廳	一四	一四	—	—	—	二八	八	三	—	—	—	四〇
花蓮港廳	—	二〇	六	—	一三	二四七	四二	—	一六二	—	六八	二七〇
澎湖廳	一七	—	—	九	一〇	三六	一	—	三	六	七	四六
計	三七七	一,三四四	六八	六二	一,四五七	三,三〇七	一一七	三九六	四一六	六	三,三六五	四,三〇〇

七、社外祭儀ニ關スル調査

（自昭和十五年三月一日 至昭和十六年二月末日現在）

州廳別 \ 種別	地鎮祭回數	上棟祭回數	慰靈祭回數	住宅祓回數	其他回數	計
臺北州	一四三	一六一	二六四	一八	二九三	八七九
新竹州	四二	三四	三八	—	三五一	二六九
臺中州	九四	八四	八二	八六	二八二	六二八
臺南州	七三	六一	二六	—	三一	三八三
高雄州	九八	九七	四五	三三	一四	四一七
臺東廳	五	五	—	—	—	一〇
花蓮港廳	六八	五四	—	二九	九六	二四七
澎湖廳	七	九	四	—	三	三三
計	五三〇	五〇五	四五九	一六六	一,三〇一	二,八六一

八、舊慣寺廟齋堂ニ在住セル本島人僧侶ニ關スル調査

（昭和十六年十二月末日現在）

州廳及寺堂別 \ 種別		僧侶現在數	國語ニテ經ヲ讀ムモノ	臺灣語ニテ經ヲ讀ムモノ	內地式葬儀其他法會ヲ執行シ得ルモノ	臺灣式葬儀其他法會ヲ執行シ得ルモノ	內地式法衣ヲ着用スルモノ	臺灣式法衣ヲ着用スルモノ
臺北州	寺廟	一三七	二三	一一四	二三	九二	四四	九三
	齋堂	一〇四	二四	八〇	二	六六	二五	七九
新竹州	寺廟	一二八	四六	五六	二	三五	三一	九二
	齋堂	三四一	八二	一九八	三五	一一九	一〇六	一二四
臺中州	寺廟	一七四	二二	五〇	三	二四	二四	一二
	齋堂	一六九	三五	一一六	二	六八	五三	五四
臺南州	寺廟	一六五	七三	一〇四	五九	七九	七八	六六
	齋堂	三三二	八一	二七三	八六	一三一	七四	二四八
高雄州	寺廟	一五五	七五	二一五	五三	一二五	七〇	二〇四
	齋堂	八五	三五	五五	三	二八	二六	五〇
臺東廳	寺廟	—	—	—	—	—	—	—
	齋堂	四	一	二	一	一	—	一
花蓮港廳	寺廟	九	六	八	四	六	七	六
	齋堂	一	—	一	—	一	—	—
澎湖廳	寺廟	六	—	六	—	—	—	—
	齋堂	三	—	三	一	—	—	—
總計	寺廟	六七四	二四五	五五三	一七二	三四七	二五四	四八三
	齋堂	一,〇二九	二五八	七二八	一五八	四一四	二八三	五四六
	計	一,七〇三	五〇三	一,二八一	三三〇	七六一	五三七	一,〇二九

九、各教派ニ行レタル時局ニ關スル行事回數調査

（自昭和十六年一月一日至昭和十六年十二月末日現在）

州廳及教別	種別	講習會	講演會	祈禱會	慰靈會	軍隊慰問（病院慰問ヲ含）	其他行事	計
臺北州	神道	三二	八四五	五五九	一二六	二六八	六	一、八三六
	佛教	七〇	三〇九	四七五	二三一	一一五	九九	一、二九九
	基督教	八	九五	五七七	一九	三九	五	七四三
新竹州	神道	—	一四	四九	二	三	一九	八七
	佛教	六	七一	一九九	八四	六	一一七	四八三
	基督教	—	四	二五八	一	五	一	二六九
臺中州	神道	—	二	四八	二四	一	—	七五
	佛教	七	一七五	一六六	一五四	二二	六	五三〇
	基督教	四	一四三	六七二	一八	一四	二八	八七八
臺南州	神道	八	四三	一五〇	四七	五四	三二	三三四
	佛教	二〇	一七七	三三九	二一四	七三	四四	七五七
	基督教	—	一一七	八〇二	五四	二八	一三三	一、一二四
高雄州	神道	八	六〇	七四	一五	九	四五	二二一
	佛教	一九	一五八	一六八	一五〇	五一	八	五五四
	基督教	—	六五	二一三	九	四八	四	三三九
臺東廳	神道	—	—	—	—	—	—	—
	佛教	—	—	二四	九	—	—	三三
	基督教	—	—	二〇	—	—	—	二〇
花蓮港廳	神道	—	—	—	—	—	—	—
	佛教	—	八四	六七	二六	七	二	一八六
	基督教	—	一八	一一四	—	二	—	一三四
澎湖廳	神道	—	—	—	—	—	—	—
	佛教	—	三	四八	七	二	—	六九
	基督教	—	—	五二	—	—	—	五二
總計	神道	四八	九六四	八八〇	二一〇	三三五	一〇一	二、五四三
	佛教	一二二	九八六	一、三七六	八七五	二七六	二七六	三、九一二
	基督教	一二	四四一	二、七〇八	一〇一	一三六	一六一	三、五五九
	計	一八二	二、三九一	四、九六四	一、一九〇	七四七	五三九	一〇、〇一三

一〇、舊慣寺廟齋堂ニ於ケル時局ニ關スル行事回數調査

（自昭和十六年一月一日至昭和十六年十二月末日現在）

州廳及寺廟齋堂別	種別	講習會	講演會	祈禱會	慰靈會	軍隊慰問（病院慰問ヲ含）	其他行事	計
臺北州	寺廟	—	七五	一三六	六五	四四	一三	三三三
	齋堂	—	一一	一二五	三五	六	二	一七九
新竹州	寺廟	—	一九	四二	二三	二	三	八九
	齋堂	二	二〇	七七	二八	七	九	一四三
臺中州	寺廟	—	一	一二二	三六	三〇	五	一九四
	齋堂	三	二	一三五	四六	一七	三	二三四
臺南州	寺廟	二	八五	七四	二六	二一	四八	二五六
	齋堂	三七三	一〇四	四六七	一〇一	二〇	四二	一、一〇七
高雄州	寺廟	五	二〇	八六	三	二	二	一三七
	齋堂	二	八	三五	三	—	—	五六
臺東廳	寺廟	—	—	三	一〇	—	—	三
	齋堂	—	—	—	—	—	—	—

214-4

花蓮港廳 寺廟	—	六	二四	三	—	四	三七
花蓮港廳 齋堂	—	三	—	二	—	—	五
澎湖廳 寺廟	—	—	二四	—	—	—	二四
澎湖廳 齋堂	—	—	二四	—	—	—	二四
總計 寺廟	七	二一六	五〇〇	一八六	八九	八四	一、〇八二
總計 齋堂	三七九	一七七	八四三	二三五	五〇	七四	一、七四八
總計 計	三八六	三九三	一、三四三	四二一	一三九	一五八	二、八三〇

160,222-8

昭和十八年三月二十七日印刷
昭和十八年三月三十一日發行
（非賣品）

發行所　臺灣總督府文教局社會課

臺北市錦町七番地
右出版人　長田守

臺北市表町二丁目八番地
印刷人　戸高常吉

臺北市表町二丁目八番地
印刷所　山科商店印刷部

/ 6022 /

11/962

国立教育政策研究所
011459958

国立教育政策研究所
011459958